

# 京田辺市新しい学校づくりプラン

～未来を担う子ども達の学びを支える学校環境を目指して～

(素案)

令和8年1月

京 田 辺 市



# 目次

<b>第1章 プランの策定にあたって .....</b>	<b>1</b>
<b>1-1 趣旨.....</b>	<b>1</b>
<b>1-2 計画の位置付け.....</b>	<b>1</b>
<b>1-3 計画の期間 .....</b>	<b>2</b>
<b>第2章 現状と課題 .....</b>	<b>3</b>
<b>2-1 学校の変遷 .....</b>	<b>3</b>
<b>2-2 学校の配置状況等 .....</b>	<b>4</b>
(1) 学校の配置.....	4
(2) 通学距離と時間.....	5
<b>2-3 児童生徒数の推移等.....</b>	<b>7</b>
(1) 児童生徒数の推移 .....	7
(2) 今後の大規模住宅開発 .....	7
<b>2-4 学校規模.....</b>	<b>9</b>
(1) 国における区分.....	9
(2) 小中学校の規模の現状 .....	10
(3) 小規模校・大規模校の課題.....	11
<b>2-5 新しい時代の学びへの対応 .....</b>	<b>13</b>
(1) 教室などの学習空間 .....	13
(2) 多様な教育的ニーズのある児童生徒への対応.....	15
(3) 小中一貫教育 .....	17
<b>2-6 学校施設の状況.....</b>	<b>17</b>
(1) 校舎・屋内運動場 .....	17
(2) 給食施設 .....	20
(3) 小学校プール施設 .....	22
<b>第3章 プランの基本方針.....</b>	<b>23</b>
<b>3-1 学校規模・学校配置の適正化に係る基本方針 .....</b>	<b>23</b>
(1) 望ましい学校規模 .....	23
(2) 望ましい学校配置 .....	24
(3) 各ブロックについて .....	26
(4) 適正化の考え方.....	31
<b>3-2 新しい時代の学びを支える学習環境の整備に係る基本方針.....</b>	<b>32</b>
(1) 学校施設の目指すべき姿 .....	32

(2) 教室等の整備水準.....	33
<b>3-3 学校付属施設のあり方に係る基本方針 .....</b>	<b>37</b>
(1) 小学校給食施設.....	37
(2) 小学校プール施設 .....	41
<b>第4章 前期計画.....</b>	<b>51</b>
<b>4-1 学校規模・学校配置の適正化に係る計画 .....</b>	<b>51</b>
(1) 旧田辺小学校ブロック .....	51
(2) 三山木小学校ブロック .....	53
(3) 旧田辺中学校ブロック .....	54
<b>4-2 新しい時代の学びを支える学習環境の整備に係る計画.....</b>	<b>56</b>
(1) 照明設備の LED 化.....	56
(2) 空調設備の更新.....	56
(3) トイレのリニューアル .....	56
(4) 教室等の整備 .....	56
<b>4-3 学校付属施設に係る計画.....</b>	<b>56</b>
(1) 小学校給食施設.....	56
(2) 小学校プール施設 .....	56

# 第1章 プランの策定にあたって

## 1-1 趣旨

本市では、昭和40年代(1965)～50年代(1975)の人口急増期に多くの学校施設が整備され、現在の市立9小学校・3中学校体制となりました。

その後半世紀近くが経過し、子どもたちの教育や学校を取り巻く状況は大きく変化していることから、多様な教育課題に十分に対応できる小中学校の学校環境の整備が重要となっています。

京田辺市の未来を担う子ども達が、確かな学力、豊かな人間性、健やかな身体等、調和のとれた力である「生きる力」を育む学校環境、すなわち安全性や快適性が確保され、障がいの有無に関わらず誰もが支障なく学校生活を送れる学校施設、1人1台端末などICTを活用した授業に対応できる教室、そして児童生徒が切磋琢磨し、社会性を身に付けることのできる学校規模等を整えていくことが必要です。

「京田辺市新しい学校づくりプラン」は、このような要請に応え、京田辺市の新しい時代の学校づくりを推進するために策定するものです。

## 1-2 計画の位置付け

本プランは、京田辺市教育大綱の基本理念である「未来を拓く、京田辺のひと・まちづくり」の実現に向けて、学校環境の整備に関する基本的な方針を示すものです。

また、京田辺市教育振興基本計画をはじめとする各計画と連携するとともに、学校施設の維持管理や長寿命化改修等の施設整備に関する具体的方針を示す「京田辺市学校施設長寿命化計画」との整合を図るものとします。

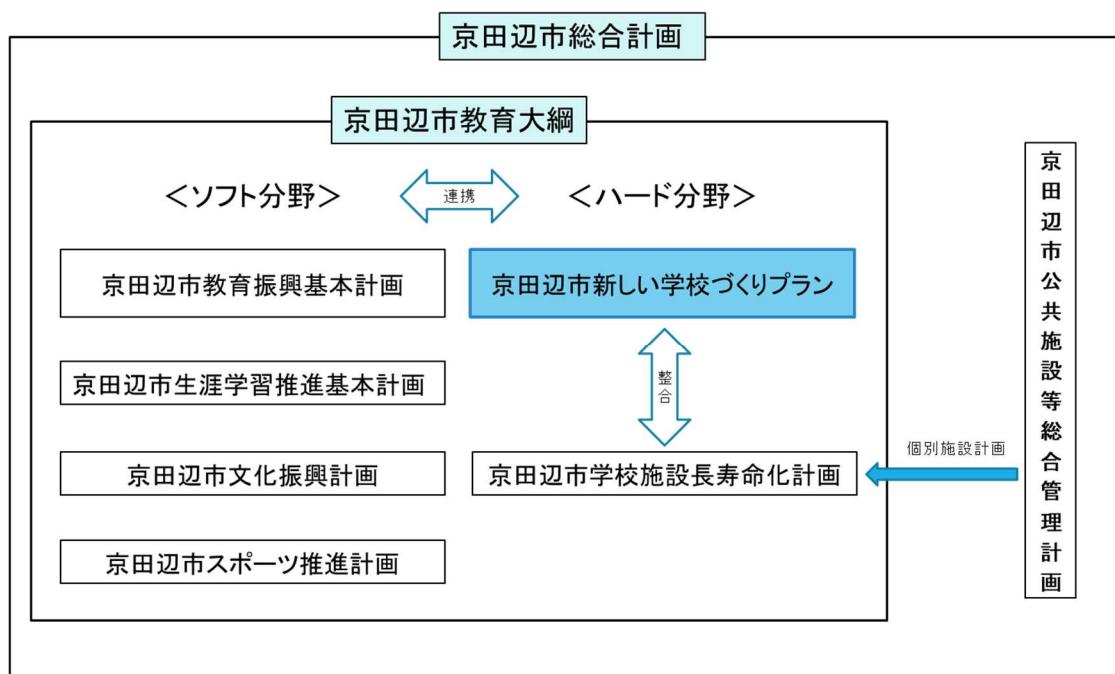


図1-1：計画の位置付け

### 1-3 計画の期間

---

計画期間は、令和 8 年度(2026)から令和 27 年度(2045)までの 20 年間とします。

ただし、10 年ごとに前期・後期に分け、前期については具体的な取り組みスケジュールを明らかにし、後期については児童生徒数・学級数の将来推計や国の教育施策の動向、社会情勢の変化などを検証した上で、中間年である令和 18 年(2036)に計画を改定して示すものとします。

## 第2章 現状と課題

### 2-1 学校の変遷

明治 6 年(1873)、前年の学制発布を受け、大住村、田辺村、山本村（三山木地区）、水取村（普賢寺地区）に、明治 11 年(1878)には草内村にも小学校が設立され、旧村単位で 5 小学校が設置されました。

昭和 22 年(1947)には、学校教育法の公布に伴う小学校 6 年・中学校 3 年の義務教育制度のもと旧村全体で中学校が設立され、現在の市立小中学校の源流となる「5 小 1 中」が成立しました。

その後、昭和 40 年代(1965)～50 年代(1975)の人口急増期に、この 5 小 1 中から松井ヶ丘小学校、桃園小学校、薪小学校、田辺東小学校、大住中学校及び培良中学校の計 6 校が分離新設され、今日に至っています。

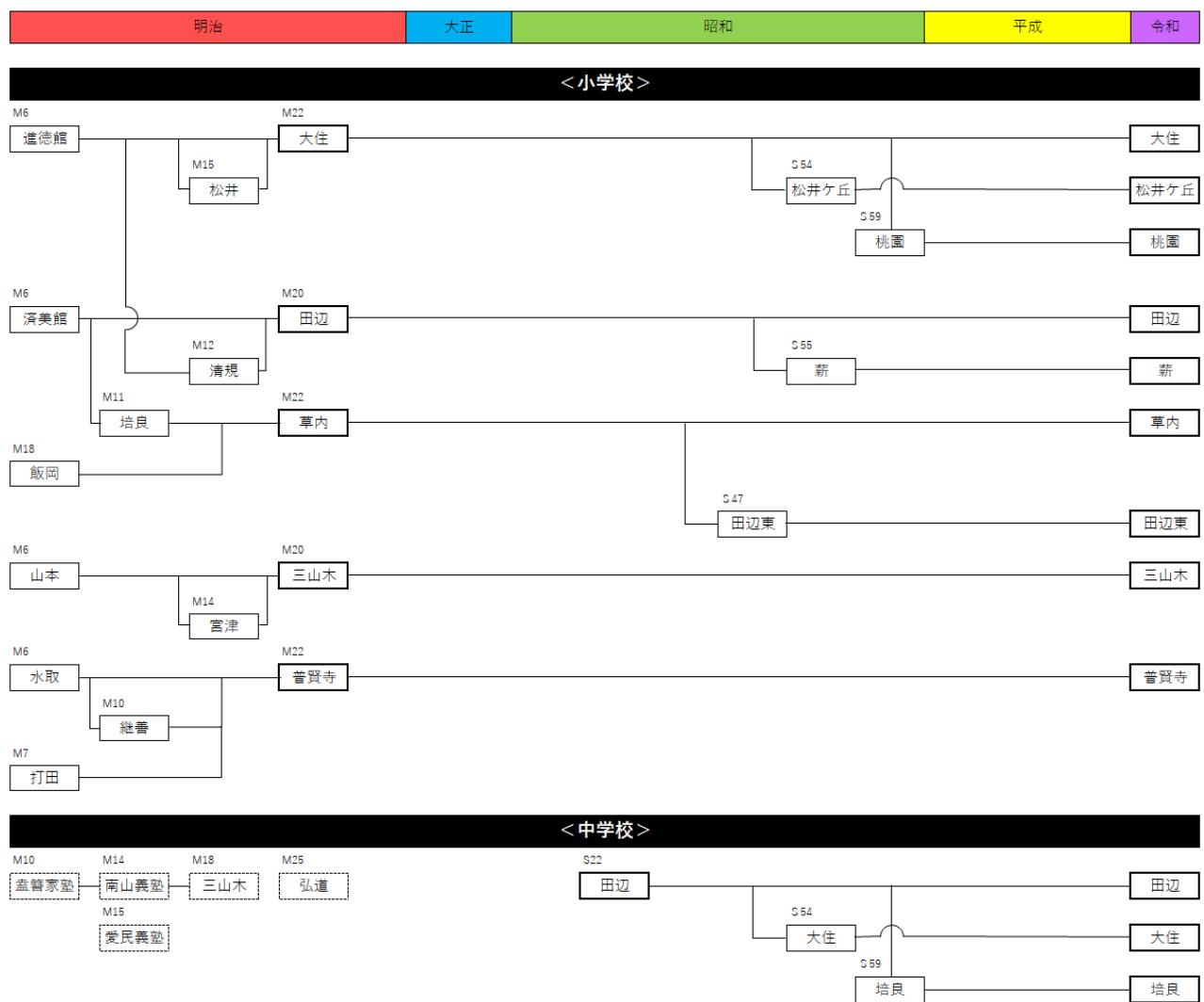


図 2-1：小中学校の変遷概要

## 2-2 学校の配置状況等

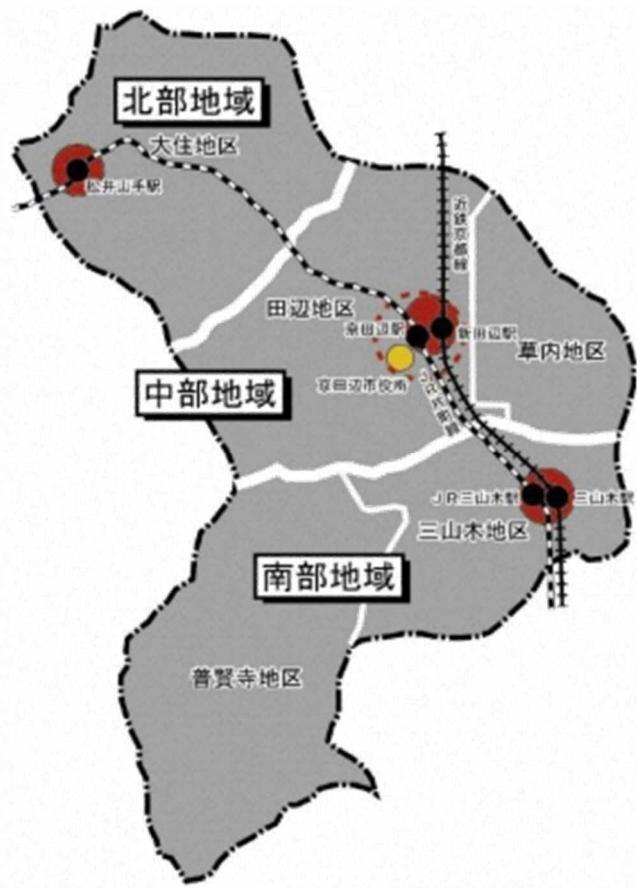
### (1) 学校の配置

本市では、東西 5.5 km、南北 10.9 kmに広がる市域を北部地域・中部地域・南部地域の 3 つの地域生活圏に分け、それぞれが有する自然や歴史を生かしたまちづくりを進めています。

現在、北部地域には小学校 3 校と中学校 1 校、中部地域には小学校 4 校と中学校 2 校、南部地域には小学校 2 校が配置されています。

表 2-1：三地域の施設数

地域	学校施設	施設数
北部	大住小学校	4
	松井ヶ丘小学校	
	桃園小学校	
	大住中学校	
中部	田辺小学校	6
	草内小学校	
	田辺東小学校	
	薪小学校	
	田辺中学校	
	培良中学校	
南部	三山木小学校	2
	普賢寺小学校	



## (2) 通学距離と時間

### ① 小学校

徒歩による集団登校を実施している小学校の通学距離は概ね 1.5 km以内、通学時間は概ね 30分以内となっています。

通学区域（校区）に山間部の集落を含む普賢寺小学校については、通学距離が最長で 3 km超となっており、通学費の補助やスクールバスの運行による通学支援を行っています。

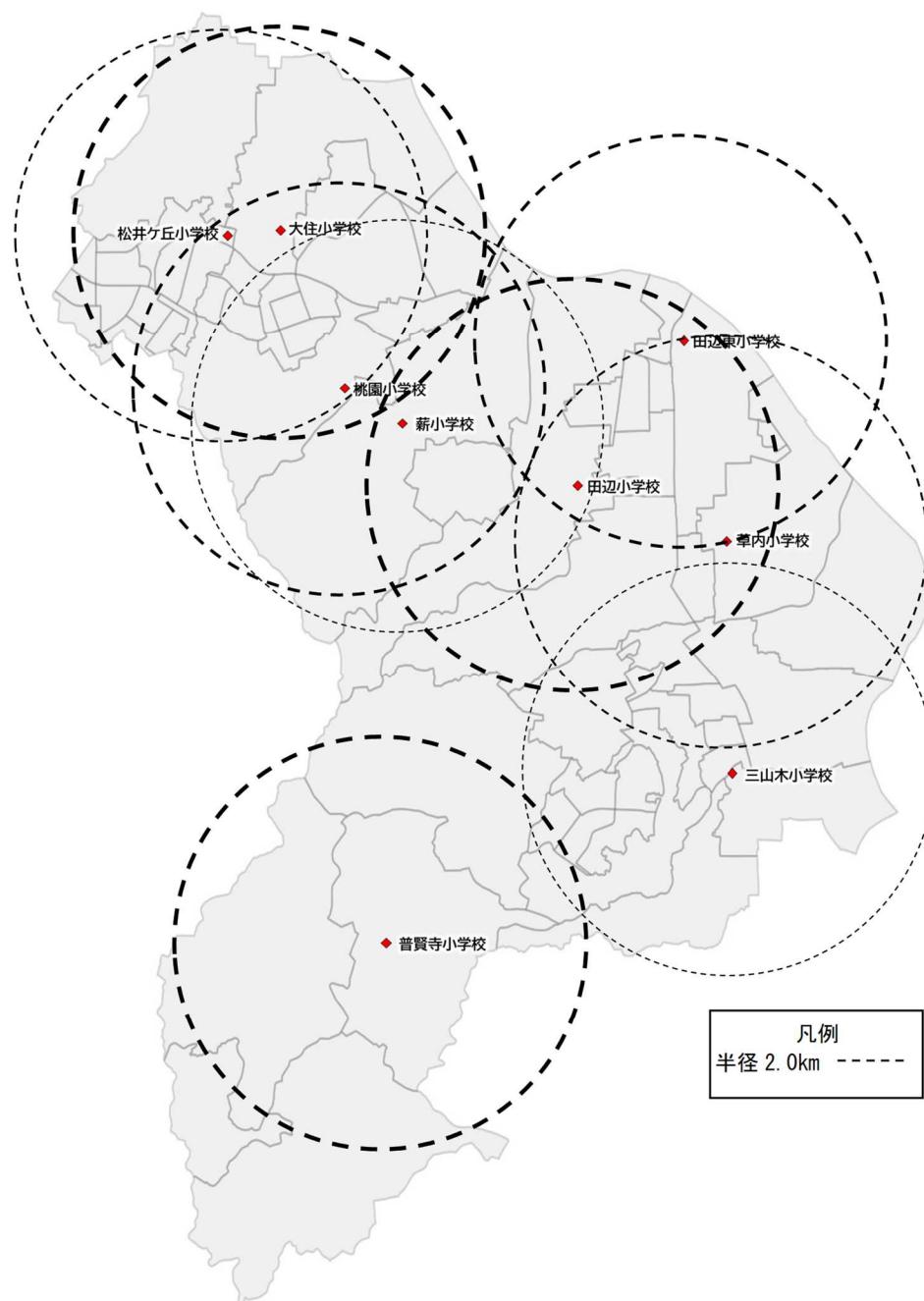


図 2-2 : 小学校の配置

## ② 中学校

中学校の通学距離・時間について、比較的校区が広い田辺中学校は、通学距離が最長で約5kmとなっていますが、遠距離通学者には自転車通学を許可しています。

大住中学校の通学距離は概ね1.5km以内、徒歩による通学時間は概ね30分以内となっている一方、通学距離が3km程度となる地域もあります。

培良中学校の通学距離も概ね1.5km以内、徒歩による通学時間は概ね30分以内となっています。通学距離が3km程度となる地域もありますが、遠距離通学者には自転車通学を許可しています。

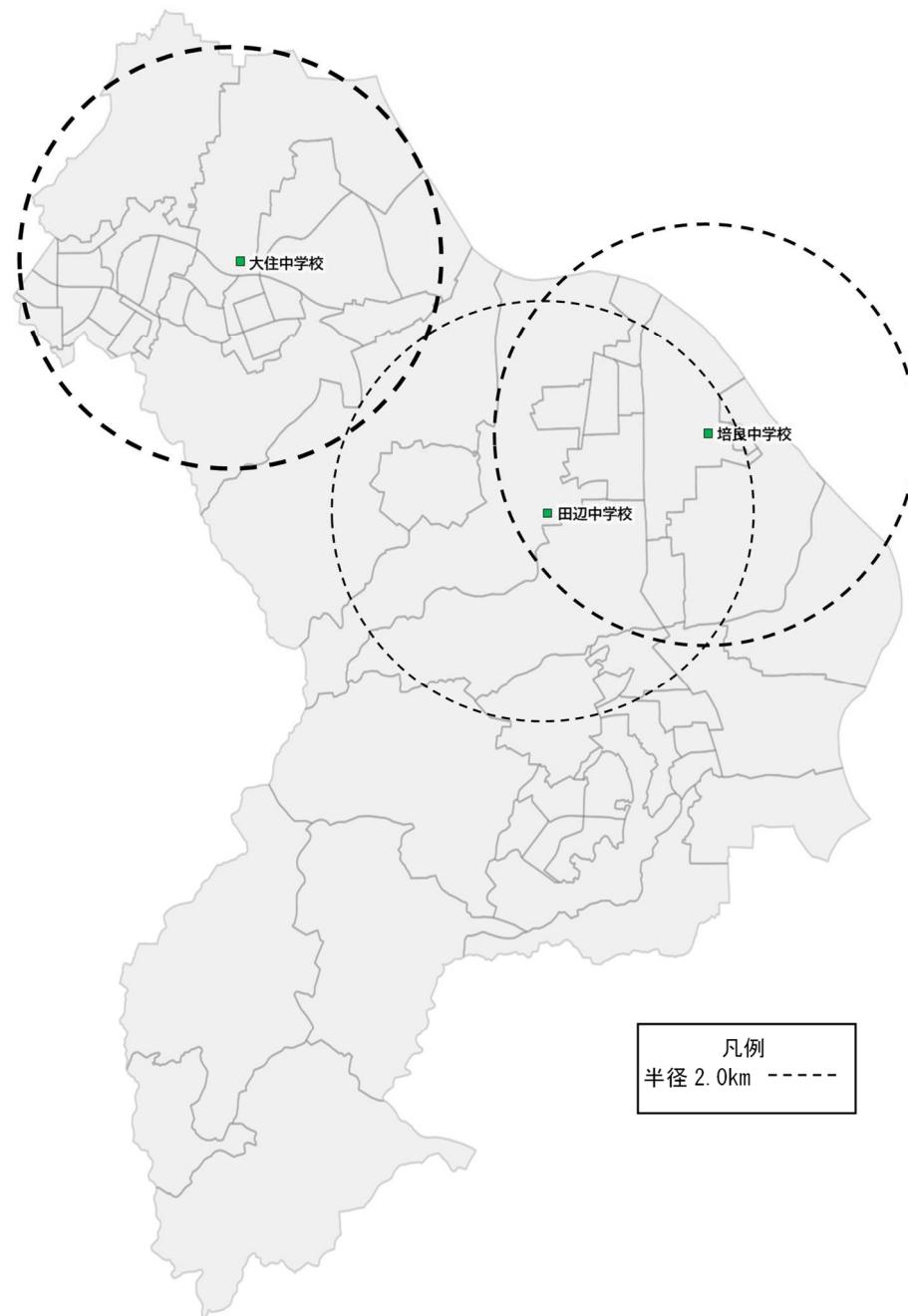


図2-3：中学校の配置

## 2-3 児童生徒数の推移等

### (1) 児童生徒数の推移

小中学校の児童生徒数は、昭和 40 年代(1965)後半から昭和 50 年代(1975)にかけて急増し、昭和 59 年度(1984)に 7,937 人とピークを迎えたが、その後は一転して急減局面となり、平成 10 年度(1998)にはピーク時の 6 割弱の 4,666 人まで減少しました。

その後は再び増加傾向に転じ、令和 7 年度(2025)は 6,048 人となっています。

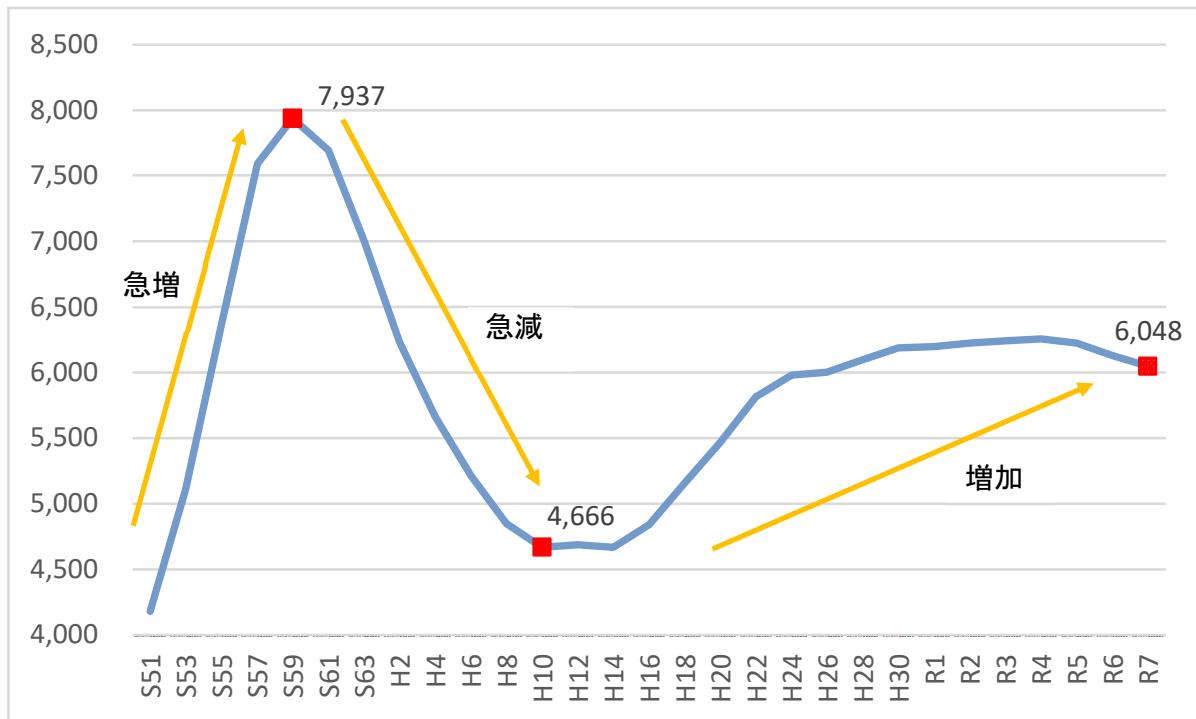


図 2-4：児童生徒数の推移

### (2) 今後の大規模住宅開発

本市では現在、田辺小学校区・田辺中学校区内の田辺中央北地区において土地区画整理事業に伴う住宅開発が計画されています。

戸建て住宅のほか、200～250 戸の大規模共同住宅（マンション）の建築が想定されていることから、田辺小学校及び田辺中学校の児童生徒数に大きな影響を及ぼすことが見込まれています。



図 2-5：田辺中央北地区の整備イメージ

## 2-4 学校規模

### (1) 国における区分

児童生徒がお互いに切磋琢磨することを通じて一人一人の能力を伸ばしていくため、小中学校では一定の集団規模による教育が行われており、学校規模は良好な教育を進めるための重要な要素です。

国においては、学校教育法施行規則等で小中学校ともに学級数が 12 学級～18 学級を学校規模の標準とするとともに、学校を統合する場合は 12 学級～24 学級までを適正な規模の条件としています。

#### ■ 学校教育法施行規則

第 41 条 小学校の学級数は、12 学級以上 18 学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情がある時は、この限りでない。※本規定は中学校も準用

#### ■ 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

第 4 条 法第 3 条第 1 項の第 4 号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

① 学級数が、小学校及び中学校にあつてはおおむね 12 学級から 18 学級まで、義務教育学校にあつてはおおむね 18 学級から 27 学級までであること。

表 2-2 : 学校規模の分類

分類	学級数
過大規模校	31 学級～
大規模校	25 学級～30 学級
適正規模校	12 学級～24 学級 (標準規模 : 12 学級～18 学級)
小規模校	6 学級～11 学級
過小規模校	1～5 学級

※適正規模校以外の分類は文部科学省「これからの中学校施設づくり」より。

※学級数は特別支援学級を除く通常学級数。以下同じ。

## (2) 小中学校の規模の現状

令和7年度(2025)現在、小学校は適正規模校が5校、小規模校が3校、31学級以上の過大規模校が1校で、中学校は適正規模校、小規模校、大規模校が各1校となっています。

なお、小学校の小規模校2校は学年単学級で、クラス替えができない規模です。

**表2-3：学校別児童生徒数と学級数**

	学校名	児童生徒数	学級数	分類
小学校	大住小学校	213	9	小規模校
	田辺小学校	637	20	適正規模校
	草内小学校	305	12	適正規模校
	三山木小学校	1,123	35	過大規模校
	普賢寺小学校	102	6	小規模校
	田辺東小学校	144	6	小規模校
	松井ヶ丘小学校	589	19	適正規模校
	薪小学校	595	19	適正規模校
	桃園小学校	411	15	適正規模校
中学校	田辺中学校	989	26	大規模校
	大住中学校	646	17	適正規模校
	培良中学校	294	9	小規模校

(令和7年5月1日現在)

### (3) 小規模校・大規模校の課題

#### ① 小規模校

小規模校には、「児童生徒の一人一人に目が届きやすく、きめ細かな指導が行いやすい。」「異学年間の縦の交流が生まれやすい。」「保護者や地域社会との連携が図りやすい。」などといった面がある一方、以下のような課題があります。

**表 2-4 : 小規模校の課題**

学習生活面
<ul style="list-style-type: none"><li>● 集団の中で、多様な考え方に対する機会や学び合いの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。</li><li>● 1学年1学級の場合、ともに努力してよりよい集団を目指す学級間の相互啓発がなされにくい。</li><li>● 運動会などの学校行事や音楽活動等の児童生徒の主体的な集団教育活動に制約が生じやすい。</li><li>● 中学校に各教科の免許を持つ教員を配置しにくい。</li><li>● 部活動の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい。</li><li>● 人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。</li><li>● 集団内の性別に極端な偏りが生じやすくなる可能性がある。</li></ul>
学校運営面
<ul style="list-style-type: none"><li>● 教職員数が少ないため、経験、校務分掌などの面でバランスのとれた配置を行いにくい。</li><li>● 一人の教員に複数の校務分掌が集中しやすい。</li><li>● 教員の出張、研修等の調整が難しくなりやすい。</li><li>● 子ども一人あたりにかかる経費が大きくなる。</li></ul>
その他
<ul style="list-style-type: none"><li>● PTA活動等における保護者一人あたりの負担が大きくなりやすい。</li></ul>

## ② 大規模校

大規模校には、「運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に活気が生じやすい。」「クラス替えがしやすくなることなどから、豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい。」「PTA活動等において、役割分担により保護者の負担を分散しやすい。」などといった面がある一方、以下のような課題があります。

**表 2-5：大規模校の課題**

学習生活面
<ul style="list-style-type: none"><li>● 教職員による児童生徒一人一人の把握が難しくなりやすい。</li><li>● 学校行事や部活動等において、児童生徒一人一人の個別の活動機会を設定しにくい。</li><li>● 学年内・異学年間の交流が不十分になりやすい。</li><li>● 児童生徒相互の人間関係が深まりにくい。</li><li>● 異学年間の縦の交流が生まれにくい。</li><li>● 複数の教員が同学年の教科を指導するため、指導と評価の一貫性を図るのが難しくなりやすい。</li></ul>
学校運営面
<ul style="list-style-type: none"><li>● 教職員相互の連絡調整が図りづらい。</li><li>● 特別教室や体育館等の施設・設備の利用の面から、学校活動に一定の制約が生じる場合がある。</li><li>● 学年が一体となって活動しにくい。</li></ul>
その他
<ul style="list-style-type: none"><li>● 保護者や地域社会との連携が難しくなりやすい。</li><li>● 災害発生等による緊急避難時に混雑が生じやすい。</li><li>● 校舎（廊下）、運動場、体育館の密度が高くなり怪我の危険性が高まりやすい。</li></ul>

## 2-5 新しい時代の学びへの対応

### (1) 教室などの学習空間

GIGAスクール構想による1人1台端末の日常的な活用に伴う個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けて、その基盤となる教室などの学習空間も柔軟で創造的なものに転換していくことが求められています。

#### ① 教室配置・面積

我が国では、戦後の児童生徒の急増期に量的確保の観点から、昭和25年(1950)に示された鉄筋コンクリート造の標準設計（以下「標準設計」という。）を踏まえ、廊下に面して普通教室や特別教室を単純に配置した片廊下一文字型の画一的な学校施設が数多く整備されました。

本市においても、今日に至るまでに整備された市立小中学校の全てが片廊下一文字型の教室配置となっています。

また、普通教室の面積も標準設計でモデルプランとされた $63\text{ m}^2$ （幅7メートル×長さ9メートル）と概ね同規模の $64\text{ m}^2\sim68\text{ m}^2$ となっています。

普通教室には、現在、児童生徒の荷物収納ロッカーや掃除用具入れが置いてあるだけでなく、GIGAスクール構想によるタブレット保管庫と大型提示装置が導入されており、学級規模によっては空間的余裕がない状況が発生しています。

#### ② 特別教室

学校の教室には、普通教室のほか、音楽教室や理科教室、図書室など特別な教科の用途等に供する特別教室があります。

小学校では、全校で理科教室、音楽教室、家庭教室及び図書室が確保されていますが、教室不足により2校で图画工作教室が確保できていない状況です。

中学校では、全校で理科教室、音楽教室、美術教室、技術教室、家庭教室、コンピューター教室、図書室及び進路資料・指導室が確保されています。

#### ③ 教室用机

小学校で使用されている教室用机は旧JIS規格（幅600mm×奥行400mm）で、タブレット端末を使用する際には机の上で教材等を広げることが難しいという課題があります。

なお、中学校で使用されている教室用机は新JIS規格（幅650mm×奥行450mm）となっています。

#### ④ 黒板

従来の黒板はチョークを使用しますが、その粉末がタブレット端末等の故障の原因になるという指摘があります。

田辺小学校では、令和5年度(2023)からの長寿命化工事にあわせて北・中校舎教室の黒板をホワイトボードに交換し、タブレット端末使用時に映像を写し出すなどICTを一層活用した学びが可能になりました。

## ⑤ ICT 環境

GIGA スクール構想のもと、令和 2 年度(2020)から令和 3 年度(2021)にかけて 1 人 1 台端末と大規模通信ネットワークを一体的に整備し、デジタル学習基盤を整えました。

令和 5 年度(2023)には、クラウド環境を有効に活用できるよう授業支援アプリを導入し、児童生徒と教員がタブレット端末で図表や写真、動画を共有しながら授業を進めることができるようになりました。

また、プリントの電子化やスタディ・ログの活用等を進めているほか、AI 学習ドリルを試行導入し、自主学習ができる環境づくりに取り組んでいます。

## ⑥ 空調設備

本市では、平成 24 年(2012)に中学校、平成 26 年(2014)に小学校で児童生徒が日中の大半を過ごす普通教室と特別教室の全てに空調設備を一斉に設置しました（増築工事中であった三山木小学校は平成 28 年(2016)に設置完了）。

設置後 10 年以上が経過し、機器の老朽化が進んでいることから、今後は既存空調設備の更新を計画的に進めていく必要があります。

なお、現在、体育館等には空調設備が設置されていませんが、令和 7 年度(2025)中に全ての中学校の体育館等に設置する予定です。

## ⑦ トイレの洋式化等

現在、小中学校のトイレの洋式化率は 76.1% となっています。

令和 4 年度(2022)に新型コロナウイルス対策として洋式トイレの設置を進め、洋式化率は、それまでの 50.0% から大幅に向上しましたが、家庭では洋式トイレが一般的になっていることから、今後も洋式化を進めていく必要があります。

また、大半のトイレが水を流して清掃するタイル張りの床（湿式）で、菌が繁殖しやすくなっているほか、古い配管が臭いの原因にもなっており、抜本的な環境改善が求められています。

## ⑧ 照明

平成 28 年(2016)に締結された「水銀に関する水俣条約」によって令和 9 年(2027)末までに蛍光灯の製造が禁止されます。

小中学校については、長寿命化工事にあわせて、あるいは照明器具に不具合が生じた場合に LED 照明への交換を行っているものの、大半の教室が蛍光灯のままとなっており、早急に対応する必要があります。

## (2) 多様な教育的ニーズのある児童生徒への対応

インクルーシブ教育システムの構築や合理的配慮の基礎となる環境整備とともに、一人一人の教育的ニーズに的確に応える指導を提供できる多様な学びの場の一層の充実が求められています。

### ① 特別支援教育の現状

小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒は近年増加傾向にあります。

通級指導<sup>1</sup>を受ける情緒障害や ADHD 等の児童生徒も増加しており、本市では令和 7 年度(2025)に全ての小中学校に通級指導教室が設置されました。

また、令和 3 年(2021)の「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行を受けて、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な医療的ケア児の受け入れ体制を整備しました。

今後も、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒がともに学ぶインクルーシブ教育の実現に向けて、障がいのある児童生徒が落ち着きを取り戻すことのできる空間や医療的ケアの実施に配慮されたスペースの確保が求められています。

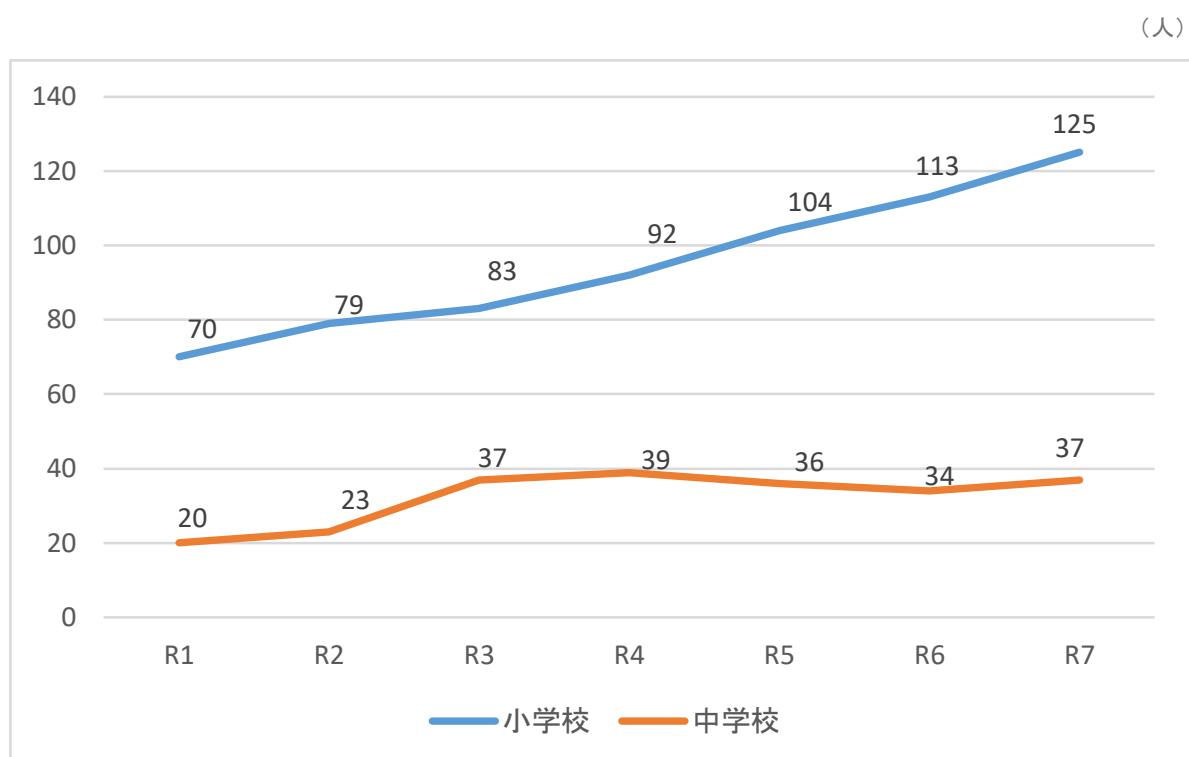


図 2-6：特別支援学級の児童生徒数の推移

<sup>1</sup> 通常学級に在籍する障がいのある児童生徒が一部の授業（特別の指導）を別の通級指導教室で受けるもの。

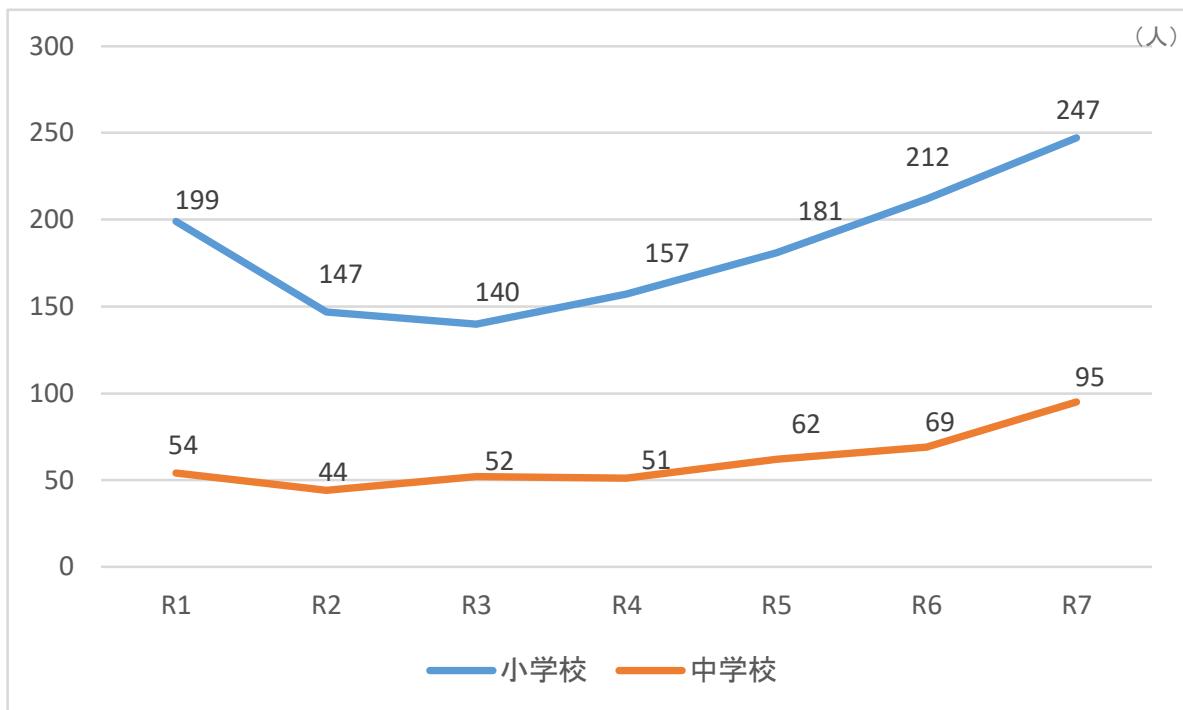


図 2-7：通級による指導を受けている児童生徒数の推移

## ② バリアフリー化の状況

令和2年(2020)の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」等の一部改正により、小中学校施設についても建築物移動等円滑化基準に適合するよう努力義務が課せられました。

小中学校施設のバリアフリー化の状況は、現在、スロープ等による段差解消が100%となっているほか、バリアフリートイレ及びエレベーターの設置率はともに83.3%（いずれも校舎）となっています。

国では、バリアフリートイレは避難所に指定されている全ての学校、エレベーターは要配慮児童生徒が在籍する全ての学校に整備することを目標としており、学校施設のバリアフリー化の一層の推進が必要です。

## ③ 不登校問題

不登校児童生徒数は、全国的に増加傾向にあります。

本市では、不登校児童生徒の居場所づくりとして開設している教育支援教室の機能を拡充した「教育支援センター」を令和5年(2023)に京田辺市商工会館内で開設するとともに、自分のクラスに入りづらい児童生徒が学校内の落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活できる「校内教育支援センター」を京都府教育委員会の事業指定を受けて2校で設置しています。

今後は、未然防止・早期対応の観点から、臨床心理士の学校への派遣やスクールカウンセラーの配置だけでなく、教育支援センターの充実、校内教育支援センターの更なる設置推進が必要です。

### (3) 小中一貫教育

不登校の理由は様々ですが、小学校から中学校への進学に際しての生活環境や学習環境の大きな変化に十分に適応できない所謂「中1ギャップ」が大きな要因の一つとして挙げられています。

そのため、全国的に小中一貫教育が推進されており、平成28年(2016)の「学校教育法等の一部を改正する法律」等の施行により、小中一貫教育を実施することを目的とする「義務教育学校」や、小学校における教育と中学校における教育を一貫して施す「小中一貫型小・中学校」が制度化されました。

本市においても、より良い教育環境の確保と義務教育9年間を見通した継続性のある一貫した教育に取り組んでいくことが求められています。

## 2-6 学校施設の状況

### (1) 校舎・屋内運動場

#### ① 校舎

市立小中学校の校舎（部室棟を含む）43棟のうち、建築後40年以上経過している校舎は35棟で約81%を占めており、50年以上経過している校舎は16棟となっています。

令和3年(2021)3月に策定した京田辺市学校施設長寿命化計画に基づき、田辺小学校の2棟については長寿命化改修等を実施しました。

表2-6：小中学校校舎の状況

学校名	建物名	構造	建築年度	築年数	延床面積(m <sup>2</sup> )	備考
大住小学校	校舎1(中校舎)	RC	S42	58	901	
大住小学校	校舎2(北校舎)	RC	S48	52	1,358	
大住小学校	校舎3(管理棟)	RC	S51	49	1,856	
大住小学校	校舎4(南校舎)	RC	S55	45	1,352	
田辺小学校	校舎1(北校舎)	RC	S34	66	1,742	R5長寿命化
田辺小学校	校舎2(南校舎)	RC	S43	57	2,082	
田辺小学校	校舎3(中校舎)	RC	S53	47	737	R6長寿命化
田辺小学校	校舎4(トイレ棟)	S	H19	18	78	
草内小学校	校舎1(南校舎東)	RC	S45	55	437	
草内小学校	校舎2(南校舎中・西)	RC	S55	45	1,269	
草内小学校	校舎3(中校舎)	RC	S45	55	429	
草内小学校	校舎4(管理棟)	RC	S40	60	252	
草内小学校	校舎5(北校舎)	RC	S50	50	1,226	

学校名	建物名	構造	建築年度	築年数	延床面積(m <sup>2</sup> )	備考
三山木小学校	校舎1(東校舎西)	RC	S46	54	826	
三山木小学校	校舎2(東校舎東)	RC	S47	53	1,305	
三山木小学校	校舎3(東校舎北)	RC	S49	51	680	
三山木小学校	校舎4(西校舎)	RC	H27	10	4,917	
普賢寺小学校	校舎1(南校舎)	RC	S48	52	693	
普賢寺小学校	校舎2(管理棟)	RC	S49	51	1,043	
普賢寺小学校	校舎3(北校舎)	RC	H6	31	394	
田辺東小学校	校舎1(北校舎)	RC	S47	53	1,179	
田辺東小学校	校舎2(管理棟)	RC	S49	51	2,168	
田辺東小学校	校舎3(中校舎)	RC	H22	15	1,183	
松井ヶ丘小学校	校舎1(南校舎)	RC	S53	47	2,727	
松井ヶ丘小学校	校舎2(北校舎)	RC	H9	28	2,025	
薪小学校	校舎1(管理棟)	RC	S54	46	2,492	
薪小学校	校舎2(南校舎)	RC	S54	46	1,456	
桃園小学校	校舎1(南校舎)	RC	S59	41	1,995	
桃園小学校	校舎2(北校舎)	RC	S59	41	2,479	
田辺中学校	校舎1(北校舎)	RC	S50	50	2,151	
田辺中学校	校舎2(南校舎)	RC	H22	15	2,645	
田辺中学校	校舎3(管理棟)	RC	H24	13	1,815	
田辺中学校	部室棟	RC	H24	13	276	
大住中学校	校舎1(南校舎西)	RC	S53	47	1,727	
大住中学校	校舎2(北校舎)	RC	S53	47	2,019	
大住中学校	校舎3(管理棟)	RC	S55	45	2,509	
大住中学校	校舎4(南校舎東)	RC	S58	42	796	
大住中学校	校舎5(昇降室棟)	RC	S58	42	449	
大住中学校	部室棟1	S	S53	47	118	
大住中学校	部室棟2	S	S53	47	83	
培良中学校	校舎1(南校舎)	RC	S57	43	2,567	
培良中学校	校舎2(北校舎)	RC	S57	43	2,716	
培良中学校	部室棟1	RC	S57	43	175	

※構造は RC:鉄筋コンクリート造 S:鉄骨造・その他構造。以下同じ。

※築年数は令和7年度(2025)を基準に算出。以下同じ。

## ② 屋内運動場

小中学校の屋内運動場（体育館及び柔道場）13棟のうち、建築後40年以上経過している屋内運動場は12棟で約92%を占めており、50年以上経過している屋内運動場は4棟となっています。

京田辺市学校施設長寿命化計画に基づき、薪小学校の体育館については大規模改修を実施しました。

なお、屋内運動場は、校舎とともに避難所に指定されており、災害時には住民等が一時的に滞在する施設となります。

**表 2-7 小中学校屋内運動場の状況**

学校名	建物名	構造	建築年度	築年数	延床面積(m <sup>2</sup> )	備考
大住小学校	体育館	RC	S48	52	668	
田辺小学校	体育館	RC	H5	32	860	
草内小学校	体育館	RC	S56	44	740	
三山木小学校	体育館	RC	S48	52	649	
普賢寺小学校	体育館	RC	S58	42	631	
田辺東小学校	体育館	RC	S49	51	808	
松井ヶ丘小学校	体育館	RC	S53	47	703	
薪小学校	体育館	RC	S54	46	716	R5大規模改修
桃園小学校	体育館	RC	S58	42	717	
田辺中学校	体育館	RC	S50	50	1,179	
大住中学校	体育館	RC	S53	47	1,035	
培良中学校	体育館	RC	S57	43	1,070	
培良中学校	柔道場	RC	S58	42	272	

## (2) 納食施設

### ① 京田辺市の学校給食

本市の学校給食は、小学校では学校の敷地内に給食施設（調理場）があることから、当該学校の給食を調理する自校調理方式、中学校では学校給食センターで調理して各校へ配達する共同調理場方式で実施されています。

また、学校給食を効率的かつ効果的に運営することで給食の質を維持し、より安全でおいしい給食を児童生徒に提供するため、調理業務、配缶業務、調理器具の洗浄消毒業務等を民間事業者に委託しています。

### ② 施設

小学校の給食施設 9 棟のうち、建築後 40 年以上経過している給食施設は 8 棟で約 89% を占めています、50 年以上経過している給食施設は 3 棟となっています。

令和 6 年(2024)には、中学校の給食を調理する学校給食センターが開所しました。

表 2-8 小学校給食施設及び学校給食センターの状況

学校名	建物名	構造	建築年度	築年数	延床面積(m <sup>2</sup> )	備考
大住小学校	給食室棟	RC	S51	49	156	
田辺小学校	給食室棟	RC	S53	47	164	
草内小学校	給食室棟	RC	S42	58	131	
三山木小学校	給食室棟	RC	H27	10	425	
普賢寺小学校	校舎2(管理棟)	RC	S49	51	1,043	うち給食室 137m <sup>2</sup>
田辺東小学校	給食室棟	RC	S47	53	144	
松井ヶ丘小学校	給食室棟	RC	S53	47	153	
薪小学校	給食室棟	RC	S54	46	150	
桃園小学校	給食室棟	RC	S59	41	151	
学校給食センター	学校給食センター	S	R5	1	2,192	

### ③ 学校給食衛生管理基準への適合

学校給食における衛生管理を徹底するため、施設や設備、調理等に関する「学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号）」が定められています。

しかしながら、本市の給食施設の大半は学校給食衛生管理基準が定められる前に整備されたため、基準に対応できていません。

**表 2-9 学校給食衛生管理基準適合状況**

学校・施設名	建築年度	調理食数 (食)	ドライ システム	作業区域 区分	3槽シンク
大住小学校	S51	233	×	×	×
田辺小学校	S53	674	×	×	×
草内小学校	S42	328	×	×	×
三山木小学校	H27	1,194	○	○	○
普賢寺小学校	S49	117	×	×	×
田辺東小学校	S47	161	×	×	×
松井ヶ丘小学校	S53	626	×	×	×
薪小学校	S54	629	×	×	×
桃園小学校	S59	440	×	×	×
学校給食センター	R5	2,063	○	○	○

※調理食数は令和7年(2025)5月1日現在の児童生徒数・教職員数の合計としている。

※ドライシステムを導入していない学校はドライ運用（ドライシステムと同様に調理場を床を乾かした状態で使用）を行っている。

※作業区域区分は、「汚染作業区域」「非汚染作業区域」「その他の区域」に部屋単位で区分しているものを○としている。

※3槽シンクは、「加熱調理用食品」「非加熱調理用食品」「器具洗浄」に用いるシンクを別々に設置しているものを○としている。

### (3) 小学校プール施設

#### ① 小学校の水泳授業

小学校の水泳授業については、これまで小学校敷地内のプール施設において実施してきましたが、屋外施設のため天候や気温に左右され授業時間数の確保が困難であったほか、清掃や維持管理が教職員の負担となっていました。

そのため、2年間の試行を経て、令和6年度(2024)から民間の屋内プール施設を活用して水泳授業を実施しています。

#### ② 施設

小学校のプール施設 10面のうち、建築後40年以上経過しているプール施設は9面で90%を占めており、50年以上経過しているプール施設は6面となっています。

今後、小学校のプール施設は廃止されるため、その跡地の活用方策を検討していく必要があります。

表 2-10 小学校プール施設の状況

学校名	建物名	構造	建築年度	築年数	延床面積(m <sup>2</sup> )	備考
大住小学校	プール及び付属室	S	S42	58	21	廃止予定
田辺小学校	プール及び付属室	S	S40	60	21	廃止予定
草内小学校	プール及び付属室	S	S43	57	21	廃止予定
三山木小学校	プール及び付属室	RC	S40	60	21	廃止予定
	プール及び付属室	RC	H28	9	141	廃止予定
普賢寺小学校	プール及び付属室	S	S41	59	21	廃止予定
田辺東小学校	プール及び付属室	RC	S50	50	32	廃止予定
松井ヶ丘小学校	プール及び付属室	RC	S54	46	80	廃止予定
薪小学校	プール及び付属室	RC	S54	46	74	廃止予定
桃園小学校	プール及び付属室	RC	S58	42	74	廃止予定

※延床面積は付属室の面積

## 第3章 プランの基本方針

### 3-1 学校規模・学校配置の適正化に係る基本方針

市立小中学校では、現在、学校間の児童生徒数に偏在が生じていますが、少子化の進展によって、将来的には全ての小中学校で児童生徒数が減少することが見込まれています。

小規模化が更に進む学校がある一方で、児童生徒数が減少しても適正規模を維持できる学校もあり、教育環境の学校差が極端に大きくなる怖れがあります。

そのため、児童生徒の良好な教育環境を可能な限り確保することができる望ましい学校規模、望ましい学校配置の基本的な考え方を示します。

#### (1) 望ましい学校規模

学校教育法施行規則では、小中学校の学級数は 12 学級以上 18 学級以下が標準とされていますが、京田辺市では、下記の視点を踏まえ「12 学級以上 24 学級以下」を望ましい学校規模（適正規模）の基準とします。

ただし、当該基準を一律に適用するのではなく、歴史的に地域コミュニティの核となってきた学校や小規模校として特色ある教育活動の実績を積み重ねてきた学校については適用しないものとします。

また、児童生徒数が増加する学校と減少する学校が混在する前期計画においては、小学校は「6 学級以上 30 学級以下」、中学校は「9 学級以上 30 学級以下」まで許容するものとします。

#### 【望ましい学校規模の視点】

- ・多様な出会いができる、交友関係を広げられる環境とするため、クラス替えができること。
- ・バランスのとれた学年を編制でき、また同学年に複数の教員を配置できること。
- ・活気があり、学校が一体となって行事等を円滑に行うことができること。

表 3-1 学校規模の基準

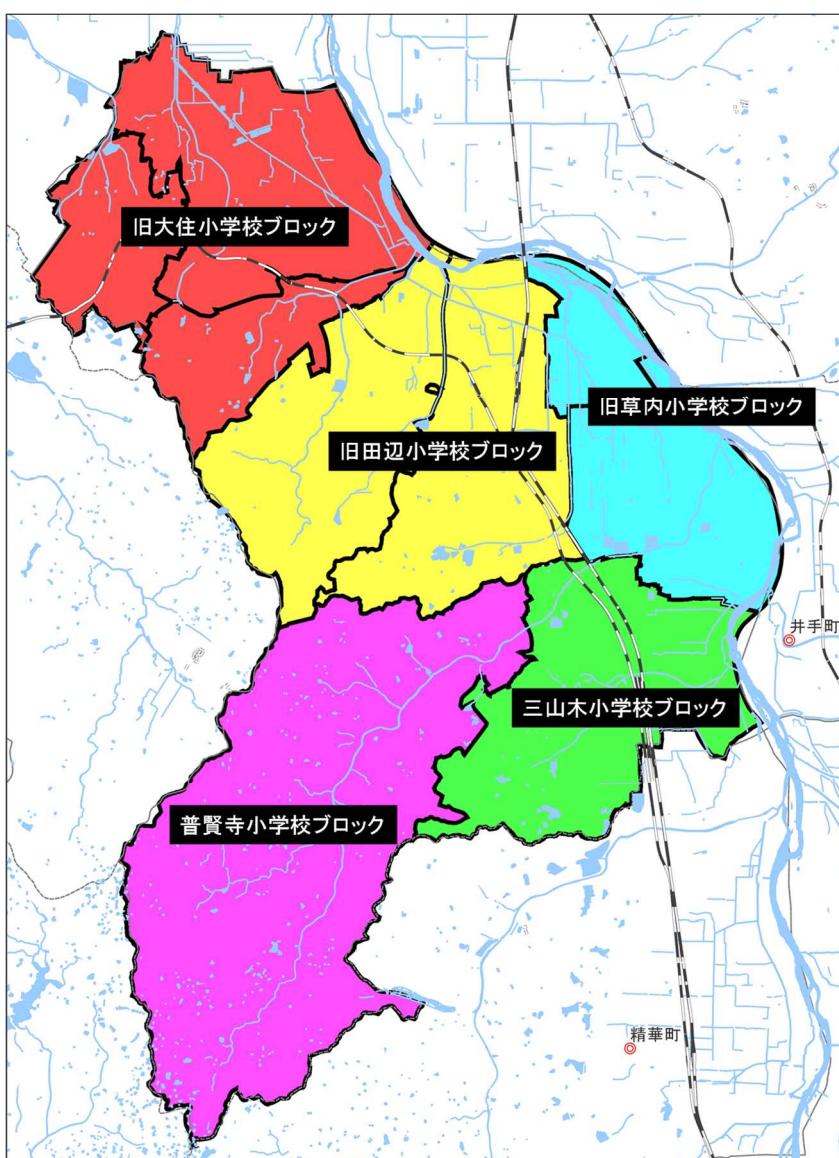
区分	基準	前期計画で許容する範囲
小学校	1校あたり 12~24 学級	1校あたり 6~30 学級
中学校	1校あたり 12~24 学級	1校あたり 9~30 学級

## (2) 望ましい学校配置

### ① 学校配置の検討区分

学校の配置については、京田辺市全域の児童生徒数だけに着目して単に数合わせで行うではなく、地域とのつながりや歴史的経緯に十分に配慮したものとしなければなりません。

そのため、現在の市立小中学校の源流となった「5小1中」をベースに、小学校は旧大住小学校、旧田辺小学校、旧草内小学校、三山木小学校及び普賢寺小学校を単位とする 5 つのブロックごとに、中学校は京田辺市全域を校区としていた旧田辺中学校を単位とする 1 ブロックで検討し、対策を講じるものとします。



※中学校の検討ブロック＝旧田辺中学校ブロックは京田辺市全域（奈良県生駒市に教育事務を委託している打田区及び高船区を除く。）

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 50000（地図画像）及び数値地図 25000（地図画像）を複製したものです。（承認番号 平19総複、第460号）

図 3-1 小学校の検討ブロック

## ② 通学距離及び時間

学校の配置を検討するにあたっては、通学距離や時間にも十分に配慮して、児童生徒の通学に過度な負担が生じることを避けなければなりません。

そのため、小中学校の望ましい通学距離は、現状に合致し、国が適正な通学距離としている小学校 4 km、中学校 6 km以内とします。

また、望ましい通学時間は、児童生徒の心身への影響及び家庭生活での時間を考慮して 1 時間以内とします。

なお、通学距離が 3 km程度となる地域に居住する中学校生徒の自転車通学が可能となるよう環境整備を行うとともに、校区の見直しや統廃合により徒歩による通学時間が 1 時間<sup>2</sup>を超えるような場合は、通学費の補助やスクールバスの導入等の通学支援を行うものとします。

**表 3-2 通学距離及び時間の基準**

区分	基準		備考
	通学距離	通学時間	
小学校	4km以内	1時間以内	徒歩通学時間が1時間を超える場合は 通学支援
中学校	6km以内	1時間以内	通学距離3km程度の地域は自転車通学 徒歩通学時間が1時間を超える場合は 通学支援

<sup>2</sup> 小学生の歩行速度は 3 km/時間、中学生の歩行速度は 4 km/時間を基準とする。

### (3) 各ブロックについて

#### ① 旧大住小学校ブロック

大住小学校、松井ヶ丘小学校及び桃園小学校の3校が配置されている旧大住小学校ブロックは、農業集落と計画的に整備された住宅地が共生するとともに、市の活性化に資する工業地を備えた地域生活圏エリアです。

京阪東ローズタウンなどの住宅開発が現在も継続する一方、松井ヶ丘、花住坂、大住ヶ丘地区は開発から時間が経過し、少子化・高齢化が進行しています。

令和7年度(2025)現在、大住小学校が小規模校となっています。

3小学校の児童数は、現在の1,213人から10年後の令和17年度(2035)は1,224人と横ばいで、松井ヶ丘小学校は増加が見込まれます。

しかしながら、20年後の令和27年度(2045)には3小学校全てで児童数が大幅に減少し、児童数の動向によっては桃園小学校も適正規模を下回る可能性があります。

**表3-3 児童数の現状と将来推計 (人、学級)**

学校名	児童数等	R7 (2025)	R17 (2035)	R27 (2045)
大住小学校	児童数	213	159	99
	学級数	9	6	6
松井ヶ丘小学校	児童数	589	680	409
	学級数	19	22	13
桃園小学校	児童数	411	385	256
	学級数	15	14	12
合計	児童数	1,213	1,224	764
	学級数	43	42	31

## ② 旧田辺小学校ブロック

田辺小学校と、同校から分離した薪小学校の2校が配置されている旧田辺小学校ブロックは、大規模商業施設や金融機関、総合病院といった市民生活の中心となる都市機能が集中するほか、市役所や図書館など公共施設が集積するエリアです。

近年は子育て世帯を中心に人口が増加しており、現在進められている田辺中央北地区の土地区画整理事業等により、更なる増加が予想されています。

令和7年度(2025)現在、田辺小学校、薪小学校はともに適正規模となっています。

2小学校の児童数は、現在の1,232人から10年後の令和17年度(2035)は1,203人と微減に止まりますが、薪小学校は児童数が150人以上減少する一方、田辺小学校は逆に100人以上増加して教室不足の発生が予想されています。

20年後の令和27年度(2045)には、田辺小学校は概ね横ばい、薪小学校は児童数が半減するものの、適正規模は維持される見通しです。

**表3-4 児童数の現状と将来推計 (人、学級)**

学校名	児童数等	R7 (2025)	R17 (2035)	R27 (2045)
田辺小学校	児童数	637	760	643
	学級数	20	24	21
薪小学校	児童数	595	443	302
	学級数	19	15	12
合計	児童数	1,232	1,203	945
	学級数	39	39	33

### ③ 旧草内小学校ブロック

草内小学校と、同校から分離した田辺東小学校の 2 校が配置されている旧草内小学校ブロックは、木津川沿いの豊かな農地を生かしたお茶栽培等が盛んなエリアです。

府営住宅や興戸駅東側地区では人口が減少傾向にあり、高齢化も進行しています。

令和 7 年度(2025)現在、田辺東小学校が小規模校となっています。

2 小学校の児童数は、現在の 449 人から 10 年後の令和 17 年度(2035)は 347 人と約 20% 減少するものの、草内小学校は適正規模、田辺東小学校は各学年単学級のまま推移することが予想されています。

しかしながら、20 年後の令和 27 年度(2045)には、草内小学校も適正規模を下回り、田辺東小学校では複式学級<sup>3</sup>が発生する見通しです。

**表 3-5 児童数の現状と将来推計 (人、学級)**

学校名	児童数等	R7 (2025)	R17 (2035)	R27 (2045)
草内小学校	児童数	305	278	228
	学級数	12	12	10
田辺東小学校	児童数	144	69	44
	学級数	6	6	4
合計	児童数	449	347	272
	学級数	18	18	14

<sup>3</sup> 2 学年の児童生徒で編制する学級。京都府の場合、1 学級の児童生徒数が小学校は 12 人（1 年生は 5 人）、中学校は 8 人を下回る場合に編制される。

#### ④ 三山木小学校ブロック

三山木小学校が配置されている三山木小学校ブロックは、関西文化学術研究都市の北部に位置するエリアです。

近鉄三山木・JR三山木駅周辺での土地区画整理事業及び同志社山手における住宅開発によって子育て世代を中心に人口が増加しています。

令和7年度(2025)現在、同校は過大規模校となっています。

児童数の増加に対応するため令和元年度(2019)と令和4年度(2022)に仮設校舎を整備したほか、令和5年度(2023)には近隣に第2グラウンドを整備しました。

児童数は、現在の1,123人から10年後の令和17年度(2035)は1,075人と微減に止まり、過大規模校のまま推移することが予想されています。

20年後の令和27年度(2045)には756人まで減少し、適正規模となる見通しですが、児童数の動向によっては、なお大規模校に止まる可能性があります。

表3-6 児童数の現状と将来推計 (人、学級)

学校名	児童数等	R7 (2025)	R17 (2035)	R27 (2045)
三山木小学校	児童数	1,123	1,075	756
	学級数	35	34	24

## ⑤ 普賢寺小学校ブロック

普賢寺小学校が配置されている普賢寺小学校ブロックは、山間部を中心とした自然豊かなエリアで、人口は減少傾向にあり、高齢化が進行しています。

令和 7 年度(2025)現在、同校は各学年単学級の小規模校となっています。

校区内に在住する児童は少なくなっていますが、平成 19 年(2007)に導入した小規模特認校制度<sup>4</sup>により校区外からも児童を受け入れ、令和 3 年(2021)には約 20 年ぶりに児童数が 100 人台を回復しました。

また、普賢寺小学校は小規模校の良さを生かした特色ある教育活動を展開するとともに、本市唯一のコミュニティ・スクール<sup>5</sup>として、地域住民が積極的に学校運営に参画するなど地域コミュニティの核となっています。

児童数は、現在の 102 人から 10 年後の令和 17 年度(2035)は 78 人、20 年後の令和 27 年度(2045)には 52 人と半減するものの、複式学級の発生には至らず、各学年単学級のまま推移することが予想されています。

表 3-7 児童数の現状と将来推計 (人、学級)

学校名	児童数等	R7 (2025)	R17 (2035)	R27 (2045)
普賢寺小学校	児童数	102	78	52
	学級数	6	6	6

## ⑥ 旧田辺中学校ブロック

田辺中学校と、同校から分離した大住中学校、培良中学校の 3 校が配置されている旧田辺中学校ブロックは、奈良県生駒市に教育事務を委託している打田区及び高船区を除く京田辺市全域がエリアです。

令和 7 年度(2025)現在、田辺中学校が大規模校、培良中学校が小規模校となっています。

培良中学校については、令和 6 年度から学校選択制度<sup>6</sup>を導入し、校区外の生徒も受け入れています。

3 中学校の生徒数は、現在の 1,929 人から 10 年後の令和 17 年度(2035)は 1,827 人と小幅に減少しますが、田辺中学校は生徒数の増加により教室不足の発生と過大規模校となることが予想されています。

<sup>4</sup> 小規模校の良さを生かした学校運営を行う学校に対し、市内全域からの就学を認めるもの。

<sup>5</sup> 学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくため、地域住民等が参画する「学校運営協議会」を設置している学校。

<sup>6</sup> 保護者及び児童生徒の主体的な判断に基づいて学校を選択する制度の総称。培良中学校については、従来の通学区域は残したまま、市内全域（一部地域を除く）から就学を認めている。

20年後の令和27年度(2045)には3中学校とも生徒数が減少しますが、大住中学校は40%以上の減少となる見通しで、生徒数の動向によっては適正規模を下回る可能性があります。

**表3-8 生徒数の現状と将来推計 (人、学級)**

学校名	生徒数等	R7 (2025)	R17 (2035)	R27 (2045)
田辺中学校	生徒数	989	1,009	705
	学級数	26	30	21
大住中学校	生徒数	646	562	388
	学級数	17	17	12
培良中学校	生徒数	294	256	212
	学級数	9	9	6
合計	生徒数	1,929	1,827	1,305
	学級数	52	56	39

※令和8年度(2026)から3年間で段階的に35人学級に移行するものとして学級数を算出。

#### (4) 適正化の考え方

学校規模・学校配置の適正化を具体的に実施する時期について、各ブロックにおける児童生徒数の今後の推移を見ると、少なくとも前期計画の計画期間である令和17年度(2035)まで大きな変化は見込まれていません。

そのため、前期計画では、現在の市立9小学校・3中学校体制を維持することを前提として適正化に取り組みます。

なお、後期計画においては、改めて児童生徒数の推移を精査した上で、義務教育学校又は小中一貫型学校の設置といった小中一貫教育とあわせ、必要に応じて統廃合を含めた適正化の検討を行うものとします。

## 3-2 新しい時代の学びを支える学習環境の整備に係る基本方針

1人1台端末の導入など学校のICT化が進展する中、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の更なる充実、多様な学びや交流できる機会を創出する学校づくりが求められています。

また、学校施設は、子どもたちの学習・生活の場であるだけでなく、地域住民にとっても生涯学習、文化、スポーツ等の活動の場として親しまれるとともに、災害が発生した際には避難所としての役割を果たすことから、今後も地域と連携した学校づくりに取り組んでいく必要があります。

これらを踏まえ、新しい時代の学びを支える学習環境の整備に係る基本的な考え方を示します。

なお、個々の学校の条件や既存校舎の構造上、改築時以外に実現が難しい内容もありますが、京田辺市の未来を担う子ども達の「生きる力」を育む柔軟で創造的な学習環境の実現に努めています。

### (1) 学校施設の目指すべき姿

#### ① 多様な学びができる柔軟性のある学校施設

多様な学びのスタイルの中から児童生徒が自分に合った学び方を柔軟に選択できる学校施設を目指します。

- ・タブレット端末が1人1台整備されたことで場所を問わず学習できる環境が整いつつある一方で、知識の概念的理解や思考力、判断力、表現力等を育むためには、他者との対話を通じた学びが有効であることから、ICTを活用しながら、対話が生まれやすい学習環境を整備します。
- ・多様な学び方に対応できるよう、学校で工夫できるオープンスペースやラーニング・コモンズ等を整備します。
- ・普通教室についても、学習空間の柔軟性を高めるためのレイアウトや設備の見直しを行います。

#### ② ゆとりのある学校施設

誰もが行きたくなるような、わくわく感があるだけでなく、ゆったりとした余裕のある空間、自然に触れながら交流できる場所がある、居心地の良い学校施設を目指します。

- ・心が落ち着ける空間を学校内の複数箇所で整備します。
- ・友達と安心して過ごせる場や自分のペースで学べる個別の学習スペースを整備します。

#### ③ 地域とともにある学校施設

地域と連携し、学びや関係性を深める拠点となる学校施設を目指します。

- ・教員以外の人材の活用ができるよう地域住民との関係を深める活動場所を整備します。

- ・児童生徒の学習と生活の場としての基本的な機能を維持しながら、体育館等の地域開放を進めます。
- ・学校は指定避難所としての役割を担っていることから、災害時にも児童生徒の学びを継続できるよう校内施設の運用方法を検討します。

#### ④ 安全で安心な計画的にメンテナンスされている学校施設

計画的に設備の更新等を行い、安全で安心な過ごしやすい学校施設を目指します。

- ・児童生徒の安全確保と生活環境の向上に向けて、空調設備の計画的な更新、照明設備のLED化、トイレ環境の改善、防犯設備の充実を進めます。
- ・障がいの有無や年齢等の個々の持つ特徴・特性にかかわらず、全ての児童生徒が快適に学習や生活を営むことができ、地域の人々も利用しやすいよう、バリアフリー化を進めます。
- ・地震等の災害に備え躯体の耐震性を維持するとともに、民間の活力を活用し、学校施設の効率的な維持管理と施設の安全性の向上を図ります。

### (2) 教室等の整備水準

#### ① 普通教室

- ・机上でタブレット端末や教材・教具を同時に使用できるよう、小学校でも新JIS規格(幅650mm×奥行450mm)の机や天板を拡張する製品等を導入
- ・35人学級と新JIS規格の机等の使用を想定し、教室面積の拡充と廊下との一体的な活用
- ・教室空間を有効に使用するため、ロッカーなどの大型備品の教室外への移設、レイアウトや設備の見直し
- ・黒板のホワイトボード化
- ・教室又はその周辺に児童生徒が落ち着くためのスペースを整備
- ・特別支援学級、通級指導の普通教室には、リラックスできる個別スペースや防音設備、バリアフリーなど児童生徒の特性に応じた環境を整備

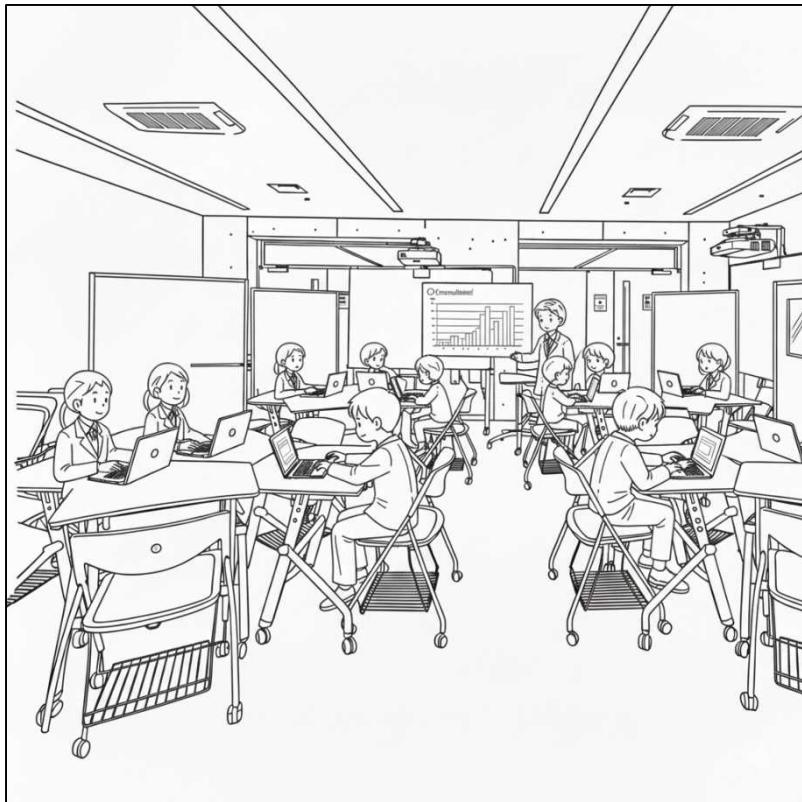
#### ② 特別教室

- ・小学校では、理科教室、音楽教室、家庭教室、図画工作教室及び図書室を専用教室として準備室を含め確保
- ・中学校では、理科教室、音楽教室、美術教室、技術教室、家庭教室、進路資料・指導室及び図書室を専用教室として準備室を含め確保

### ③ ラーニング・コモンズ<sup>7</sup>

- ・1人1台端末やハイスペックPCの使用を前提とした新しい形態のコンピューター教室として、教科を横断する創造的・探究的な学び等が実現できる「マルチ・ラーニングルーム」を中学校に整備
- ・小中学校の図書室に情報交換ができるスペースを確保し、学習・情報センターとしての機能を付加

【マルチ・ラーニングルーム イメージ図】



- 1人1台端末環境下で、タブレット端末だけでは実現困難な学習活動を展開する新しい形態のコンピューター教室
- 高性能PCや最新の電子機器により、問題解決型学習やSTEAM教育を推進し、生徒の情報活用能力の向上を実現
- 技術家庭科だけでなく、美術科、総合学習、特別活動などでも利用

### ④ 職員室・会議室

- ・十分な執務スペースを有する職員室の確保
- ・休憩や打合せ等ができるスペースを職員室又はその周辺に整備
- ・ICTが活用できる会議室の整備

<sup>7</sup> 児童生徒が集まって、電子情報・印刷物を含めた情報資源から得られる情報を用いて議論を進めていく学習スタイルを可能にする「場」を提供するもの。その際、児童生徒の自学自習を支援する図書館職員によるサービスも提供する。

## ⑤ 子どもの居場所となる空間

- ・児童生徒が落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活できる学校内の居場所として、校内教育支援センターの設置
- ・児童生徒が悩みを相談できる部屋や医療的ケアの実施に配慮されたスペースの整備
- ・自習スペースを中学校に整備
- ・児童生徒が気軽に立ち寄ることができるデン空間や自然を感じることができる交流の場の整備

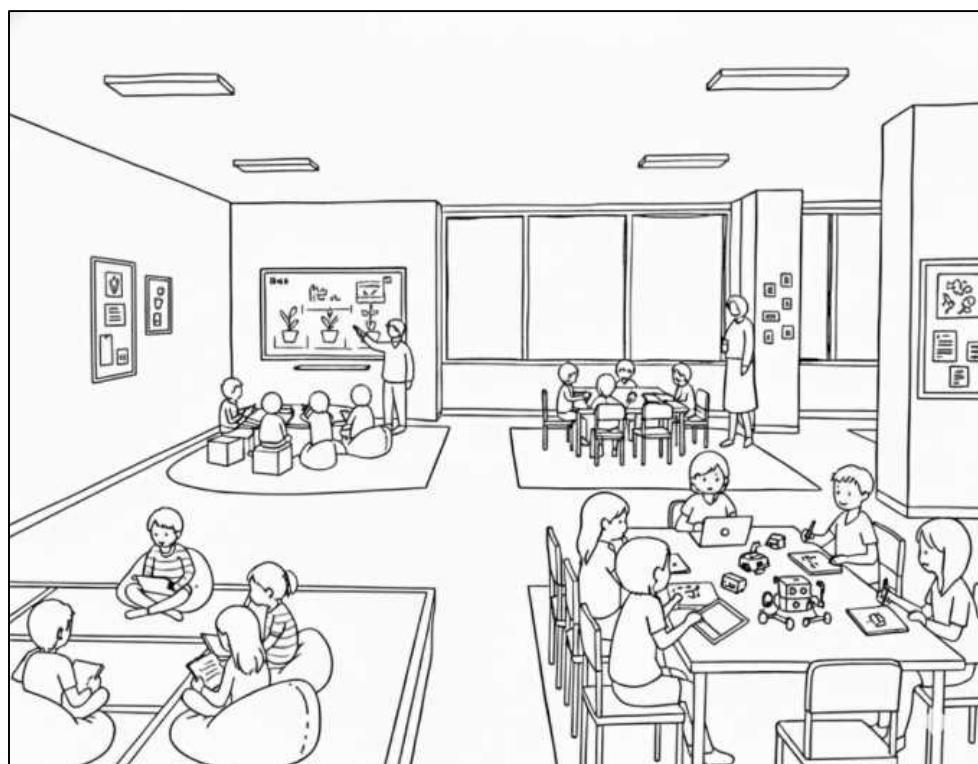
## ⑥ 地域の活動空間

- ・地域と学校をつなぎ、児童生徒が多世代と交流できるコミュニティ・スクールの活動拠点の整備

## ⑦ オープンスペース

- ・グループワークなどの協働的な学びができる多目的で開放的な共有空間として「コモンルーム」を整備

【コモンルーム イメージ図】



- グループワークや個別学習だけでなく、教職員のミーティングスペース、子どもの居場所、地域の活動拠点などとしても利用できる多目的な空間
- 可動式パーテーションで仕切ることが可能な柔軟な空間設計
- 利用者が安心して過ごせる環境となるよう畳やソファなどを配置

(8) その他

- ・児童生徒のプライバシーを確保する更衣室の整備
- ・学校行事等でも使用する体育館の機能を向上させるため、大型モニターや ICT 機器を整備
- ・グラウンドの利用環境の向上を図るため、人工芝等を導入

### 3-3 学校付属施設のあり方に係る基本方針

#### (1) 小学校給食施設

学校給食の提供方式は、学校敷地内の給食施設（調理場）で給食を調理・提供する「自校調理方式」、調理場を有する学校で調理した給食を他の学校へ配達する「親子調理方式」、複数の学校の給食を学校給食センターで調理して各校へ配達する「共同調理場方式」の3方式が一般的です。

中学校給食は、令和6年(2024)に学校給食センターが開所し、共同調理場方式で実施していることから、給食施設の老朽化等が課題となっている小学校給食の提供方式について比較・検討を行いました。

##### ① 自校調理方式の検討

###### ア) 施設面積

小学校の給食施設について、学校給食衛生管理基準に基づき自校調理方式で更新する場合、最大で約3.5倍の床面積が必要です（ドライシステム化されている三山木小学校を除く）。

表3-9 自校調理方式の必要面積

学校名	計画 食数 (食)	必要 床面積 (m <sup>2</sup> )	参考	
			現況面積 (m <sup>2</sup> )	不足面積 (m <sup>2</sup> )
大住小学校	250	301	156	145
田辺小学校	700	509	164	345
草内小学校	350	347	131	216
普賢寺小学校	150	254	137	117
田辺東小学校	150	254	144	110
松井ヶ丘小学校	800	556	161	395
薪小学校	600	463	150	313
桃園小学校	500	417	151	266

※計画食数は、令和18年(2036)までに見込まれる最大必要食数から算出している。

※必要床面積は「改訂 学校給食施設設計画の手引き（美味しい学校給食施設研究委員会）」から算出している。

###### イ) 対応可能性評価

給食施設の更新整備にあたっては、学校内での敷地の確保や校舎への接続、学校運営への支障の回避が求められますが、田辺小学校、草内小学校、普賢寺小学校、薪小学校、桃園小学校の5校は敷地形状、校舎配置状況、車両動線に課題があるほか、学校活動の安全確保への影響が大きく、更新整備は物理的に困難です。

**表 3-10 自校調理方式の対応可能性評価**

学校名	評価項目		判定	備考
	敷地・動線	その他		
大住小学校	○	○	○	プール撤去が必要
田辺小学校	○	×	×	
草内小学校	×	○	×	
普賢寺小学校	×	○	×	
田辺東小学校	○	○	○	
松井ヶ丘小学校	○	○	○	プール撤去が必要
薪小学校	×	○	×	
桃園小学校	○	×	×	

#### ウ) 検討結果

大住小学校、松井ヶ丘小学校、田辺東小学校の 3 校については給食施設の更新整備が可能と考えられるものの、整備期間中も児童への給食提供を継続しなければならず、学校給食センターで調理した給食の配送を受け入れる仮設配膳室の設置スペースの確保やその他関連附帯工事に多額の費用を要します。

#### ② 親子調理方式の検討

##### ア) 施設面積

給食施設の更新整備が可能な大住小学校、松井ヶ丘小学校、田辺東小学校の 3 校について、親校として給食施設を整備する場合は、更に大きな面積が必要となります。

**表 3-11 親子調理方式の必要面積**

学校名	計画食数（食）	必要床面積（m <sup>2</sup> ）
大住小学校	960	760
田辺東小学校	1,600	1,460
松井ヶ丘小学校	820	680

#### イ) 対応可能性評価

給食を他の学校へ配送する親子調理方式の給食施設は、建築基準法上「工場」扱いとなります。

そのため、整備できる学校が限定的になるほか、配送トラックの安全な通行のため周辺道路の幅員が 6.5m 以上必要であると考えられるものの、3 校とも課題があります。

**表 3-12 親子調理方式の対応可能性評価**

学校名	評価項目						判定	
	立地条件			敷地内条件				
	用途地域	周辺道路	防災	敷地	動線	その他		
大住小学校	○	△	○	○	○	○	△	
田辺東小学校	○	△	△	○	○	○	△	
松井ヶ丘小学校	△	○	○	○	○	○	△	

※用途地域は、市街化調整区域の場合を○、許可が必要な市街化区域の場合を△と評価。

※周辺道路は、敷地に接する道路幅員が 6.5m 以上の場合を○、6.5m 未満で拡幅が必要な場合を△と評価。

※防災は、災害危険区域その他の危険な区域内に存在しない場合を○、存在する場合を△と評価。

#### ウ) 検討結果

新たな給食施設の整備敷地が確保できる 3 校のうち、松井ヶ丘小学校の敷地は用途区域が居住専用地域であることから、搬入・配送車の車両通行の増加、調理臭気や設備騒音など周辺住宅環境への影響もあり、建築基準法の許可に向けた不確実性が高く、計画的な施設整備を行う見通しは極めて不透明です。

大住小学校は、整備が想定されるプール敷地等への配送用 トラック の進入経路と駐車スペース確保が必要となります。

田辺東小学校については、田辺東幼稚園敷地の活用が想定されますが、当該敷地への経路は大型車両の通行が規制されており、施設整備上の課題があります。また、学校校舎に近接した施設整備となることから、工事期間中の騒音や振動だけでなく、給食施設稼働後の臭気や設備騒音など教育活動への影響が懸念されます。

### ③ 共同調理方式の検討

#### ア) 施設面積

計画食数を将来の必要給食数をもとに 2,400 食と設定し、令和 6 年(2024)に開所した学校給食センターの実績を踏まえると、共同調理場に必要な延床面積は 1,560 m<sup>2</sup> となります。

**表 3-13 共同調理方式の施設面積**

学校名	計画食数（食）	施設床面積（m <sup>2</sup> ）
共同調理場	2,400	1,560
(参考) 学校給食センター	3,000	2,192

#### イ) 対応可能性評価

小学校の給食施設を1つの共同調理場（センター）へ集約し、各学校へ配達する共同調理場方式の給食施設は、建築基準法上「工場」扱いとなります。

そのため、工業地域や市街化調整区域等で、かつ、配達トラックの通行のため周辺道路の幅員が6.5m以上ある場所での整備が求められます。

#### ウ) 検討結果

施設運営の観点では、自校調理方式である小学校給食は調理員73名(62.9食／1名)により業務を行っているものの、共同調理場方式により調理運営を行っている中学校給食は23名(95.7食／1名)で業務を行っており、効率的な調理運営による給食提供が可能です。

今後の少子高齢化の更なる進展による生産年齢人口の減少など社会変化に対応した調理員の安定した人材確保の視点からも、調理運営の省人化を図る施設整備として共同調理場方式は有利と考えられます。

しかしながら、共同調理場方式による給食センターの整備にあたっては、相当の規模を有する用地の確保が不可欠で、市有地以外は取得に係る諸手続きが発生するため、整備完了までに一定の期間を要します。

#### ④ 今後の小学校給食施設整備の方向性

自校調理方式による給食施設の更新整備は、半数を超える小学校において物理的に困難です。

一方、親子調理方式又は共同調理場方式での給食施設の整備は、搬入・配達車の通行や周辺環境への影響、用地の確保などといった施設整備上の課題を解決するだけでなく、施設規模の設定に影響を及ぼす児童生徒数の推移を慎重に見極める必要があります。

そのため、現在の給食室について、老朽化状況に応じた長寿命化対策や大型備品の更新を実施し、今後も安全かつ衛生的に使用できる環境の維持に努めながら、学校給食衛生管理基準への適合と施設保有量の適正化を図るため、将来的な親子調理方式又は共同調理場方式での給食施設の整備に向けた検討を進めます。

## (2) 小学校プール施設

### ① アンケート調査結果

令和7年(2025)に学校教育審議会が市立小学校の4～6年生を対象に実施したアンケート調査では、プールの跡地利用について「みんなで遊べる広場」が良いという意見が60%を占めました。

教職員を対象に実施したアンケートでも「広場等の屋外空間」が良いという意見が最も多く、次に「駐車場」が続きました。

### ② プール跡地活用の基本的な考え方

小学校プール施設撤去後の跡地については、広場（グラウンドの拡張を含む）をはじめ駐車場、多目的校舎の整備用地など学校教育での活用のほか、地域による利用、防災拠点、民間事業者による利活用といった他用途活用も考えられます。

しかしながら、当該跡地は学校敷地内であり、その教育活動が継続していることから、教育環境の充実を基本として、各小学校が抱える課題の解決を最優先に個別に活用方針を定めます。

ただし、特段の課題が認められない場合は、現時点で具体的な用途を定めず、将来的な地域や民間による利活用の可能性も視野に入れた保留地とし、当面は児童の活動空間等として暫定的に活用します。

また、プール施設の撤去により給食施設の更新整備が可能と考えられる大住小学校及び松井ヶ丘小学校は同施設も選択肢とします。

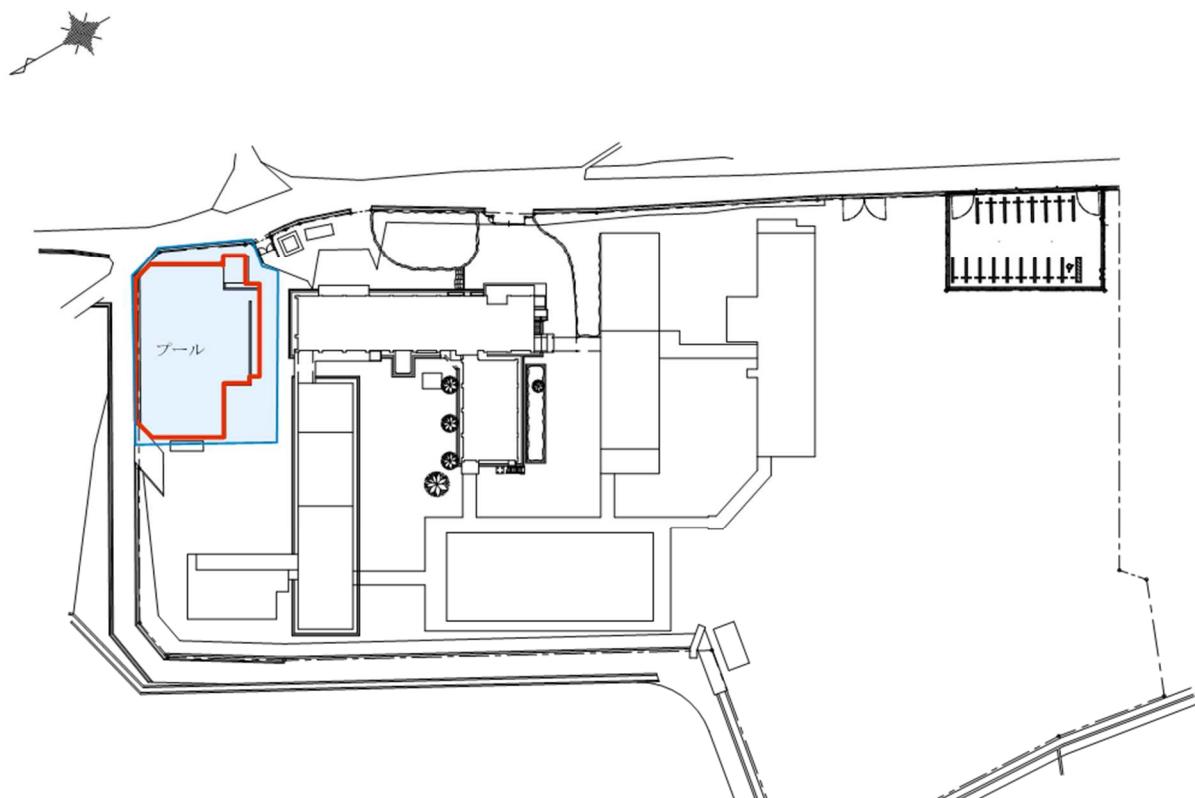
### ③ 活用方針

#### ア) 大住小学校

児童数に対してグラウンドの面積は十分余裕があり、また、教室数にも余裕があります。

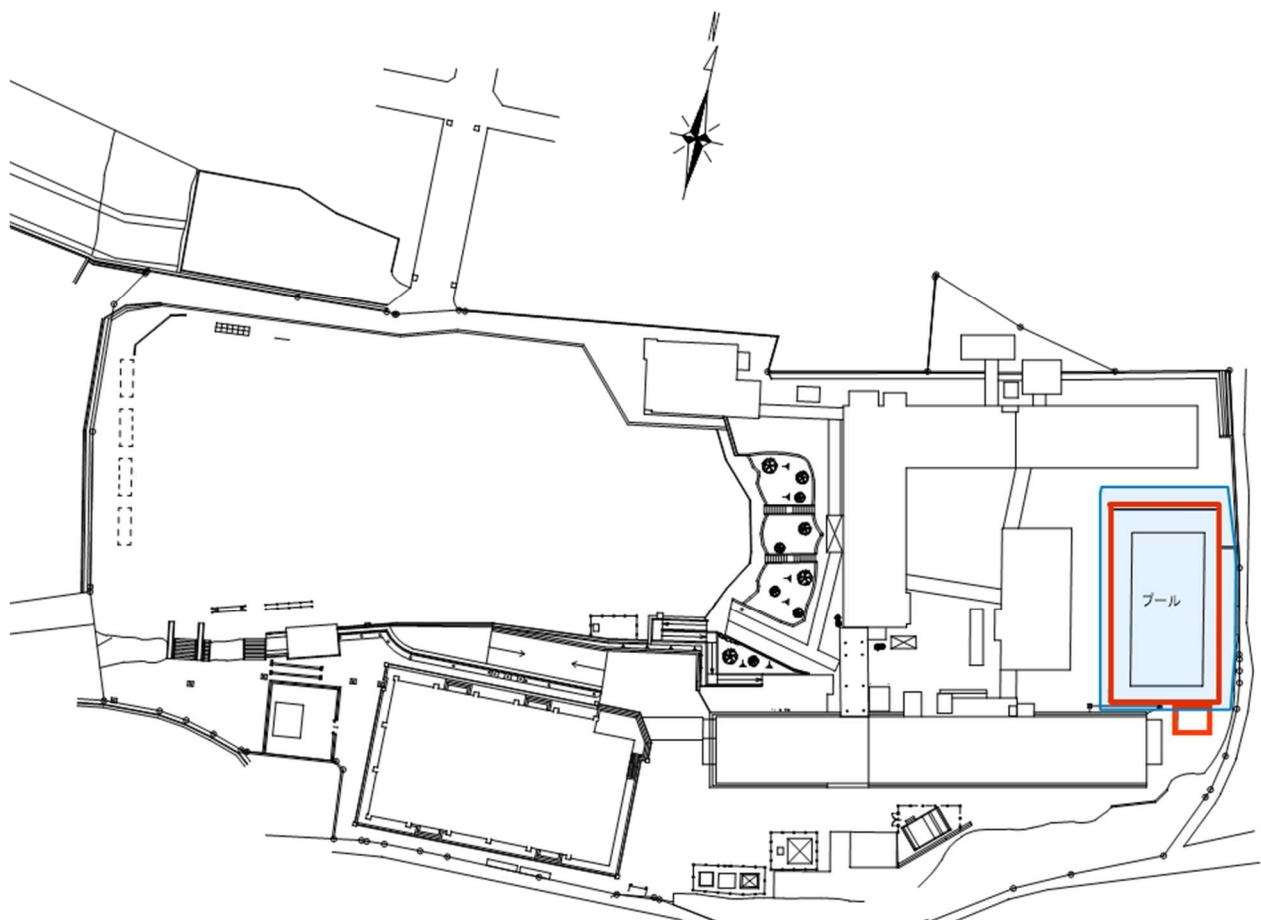
一方で、公共交通機関によるアクセスが困難な立地であるものの、駐車場の整備が不十分であることから、教職員や来客用の「駐車場」として活用します。

なお、プール施設の撤去により給食施設の整備が可能と考えられることから、同施設としての活用も選択肢とします。



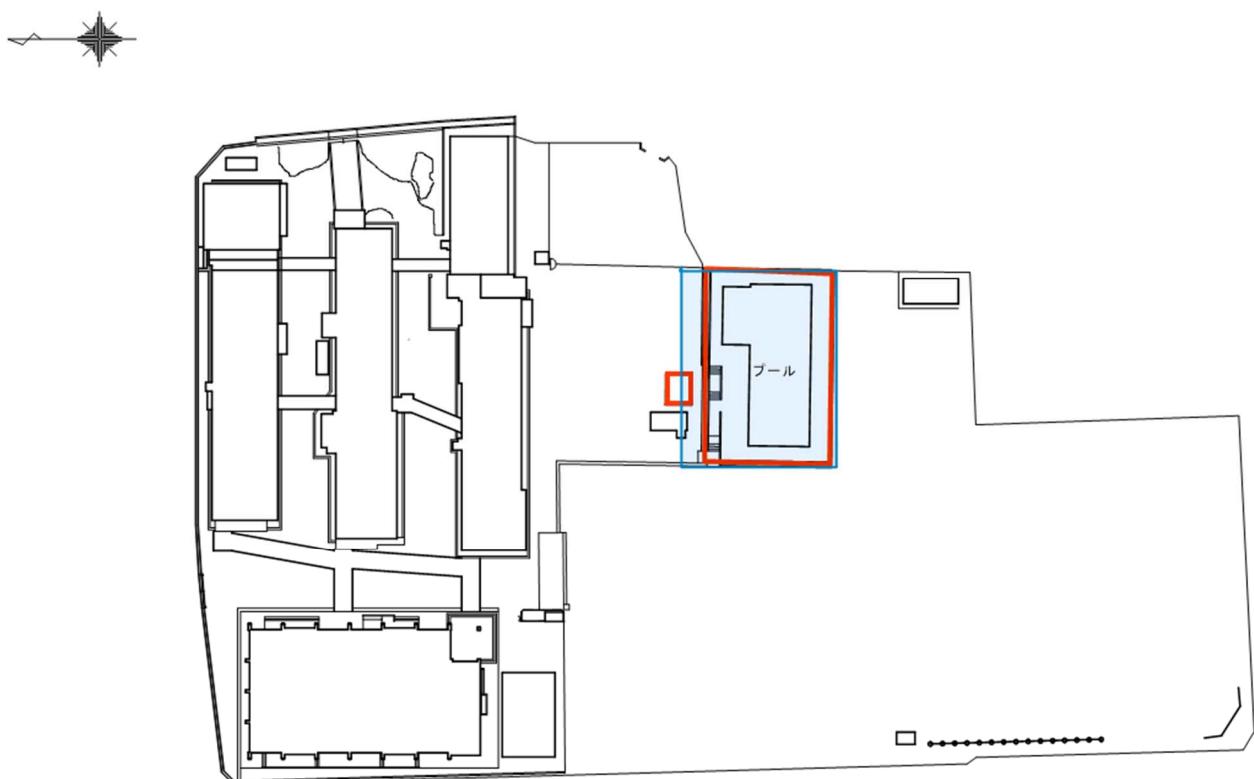
イ) 田辺小学校

児童数に対してグラウンドの面積は適正水準を確保しているものの、今後の児童数の動向により不足が生じる可能性があることから、第2グラウンドとしても活用できる「広場」として活用します。



ウ) 草内小学校

児童数に対してグラウンドの面積は十分余裕があり、また、教室数にも余裕があります。一方で、学校敷地内に設置されている留守家庭児童会専用施設の排水性に課題があり、今後移転を検討する必要があることから、「留守家庭児童会施設」として活用します。



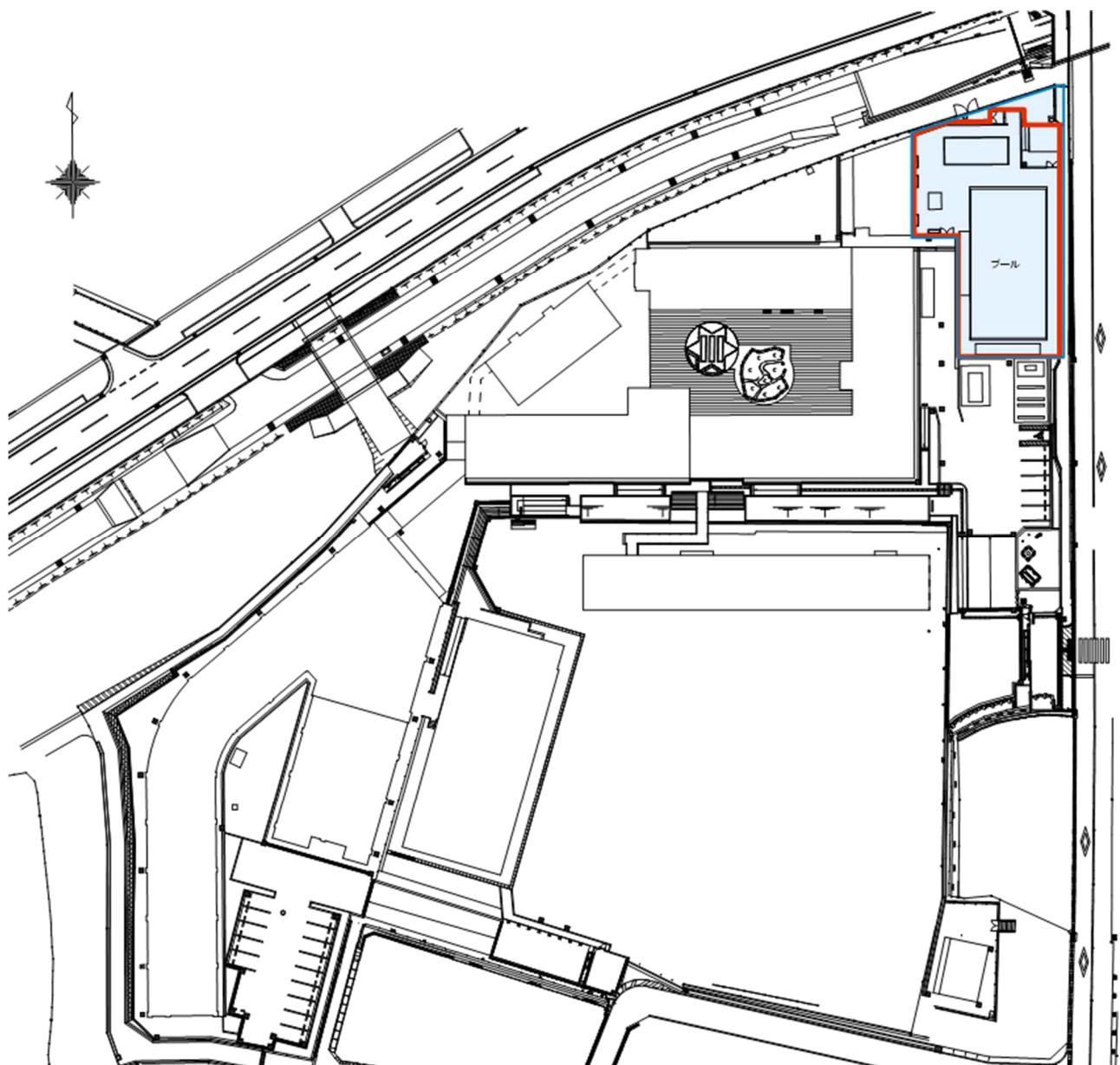
## エ) 三山木小学校

児童数に対してグラウンドの面積が不足しており、近隣の土地を借用して第2グラウンドとして使用しています。

また、教室数にも余裕がなく、隣接する留守家庭児童会専用施設の定員も不足しています。

そのため、留守家庭児童会としても利用できる「多目的教室棟」又は「留守家庭児童会施設」として活用します。

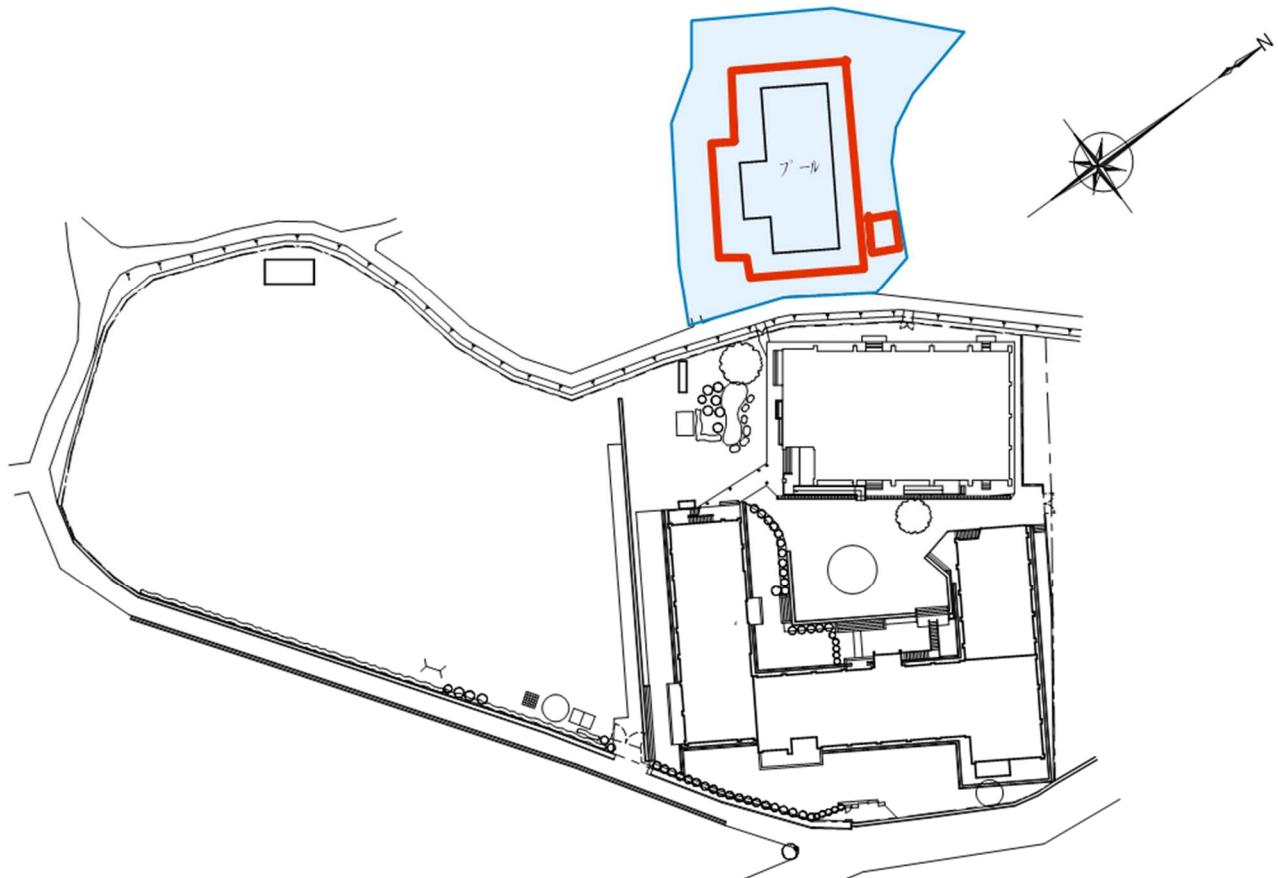
なお、具体的な整備内容については、現在買収を進めている学校敷地東側の用地等と一体的に整理・検討を行うものとします。



オ) 普賢寺小学校

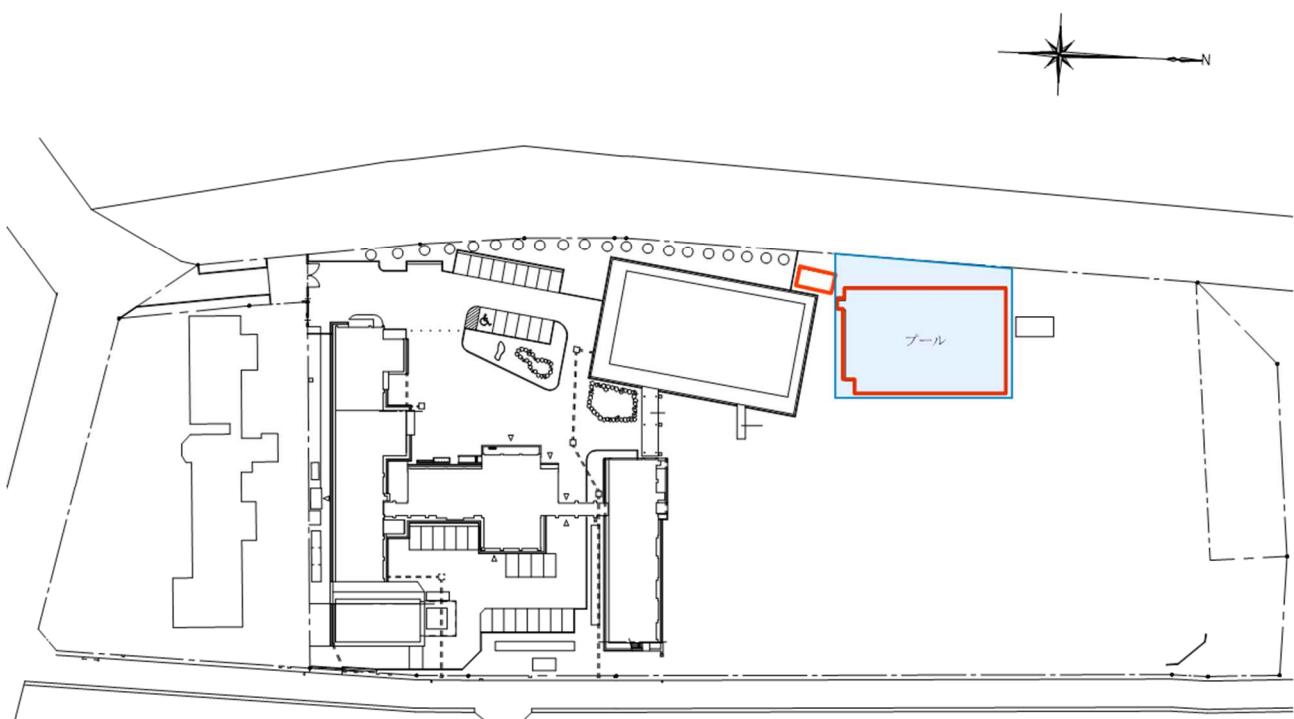
市内で唯一のコミュニティ・スクールであり、地域と連携した教育活動が展開されています。児童数に対してグラウンドの面積は十分余裕があるものの、校舎建築時から各学年単学級の小規模校であり、教室数に余裕がなく、留守家庭児童会も開設されていません。

そのため、地域交流の場や留守家庭児童会としても利用できる「多目的教室棟」として活用します。



カ) 田辺東小学校

児童数に対してグラウンドの面積は十分余裕があり、また、教室数にも余裕があります。そのため、将来的な地域や民間による利活用の可能性も視野に入れた「保留地」とし、当面は児童の活動空間等として暫定的に活用します。

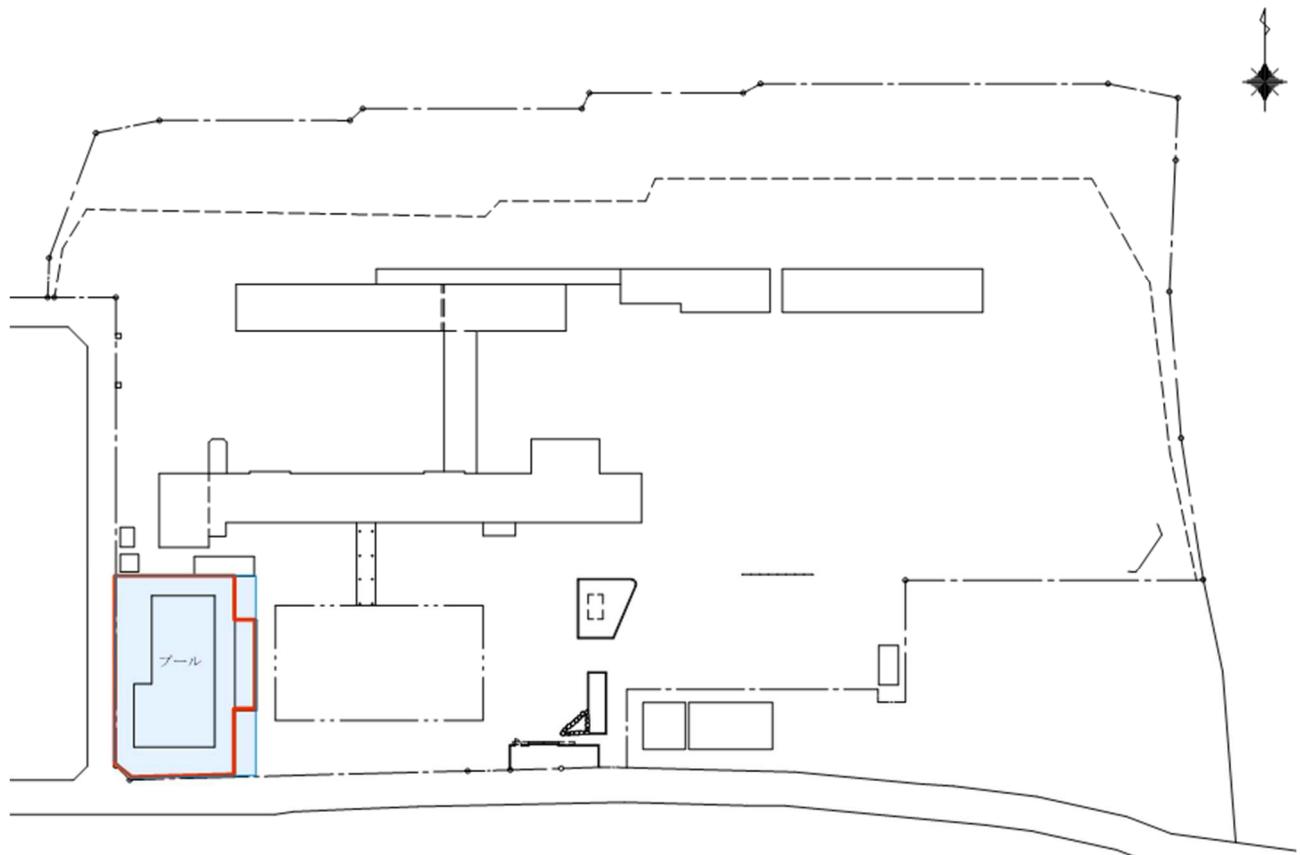


### キ) 松井ヶ丘小学校

児童数に対してグラウンドの面積は余裕があり、また、教室数も充足しています。

そのため、将来的な地域や民間による利活用の可能性も視野に入れた「保留地」とし、当面は児童の活動空間等として暫定的に活用します。

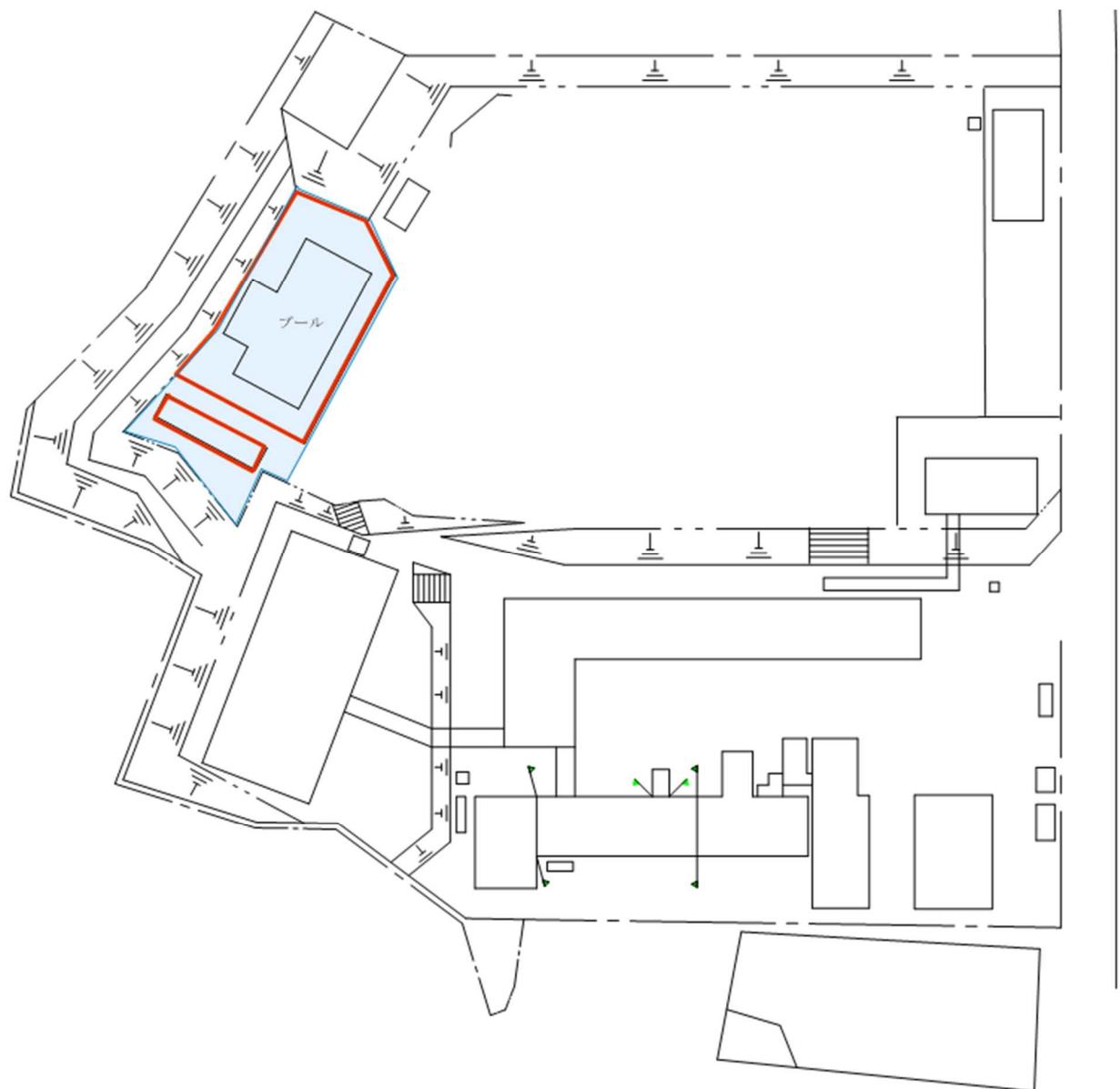
なお、プール施設の撤去により給食施設の整備が可能と考えられることから、同施設としての活用も選択肢とします。



ク) 薪小学校

児童数に対してグラウンドの面積は適正水準を確保しているものの、一部が他用途に転用され、従前に比べて縮小しています。

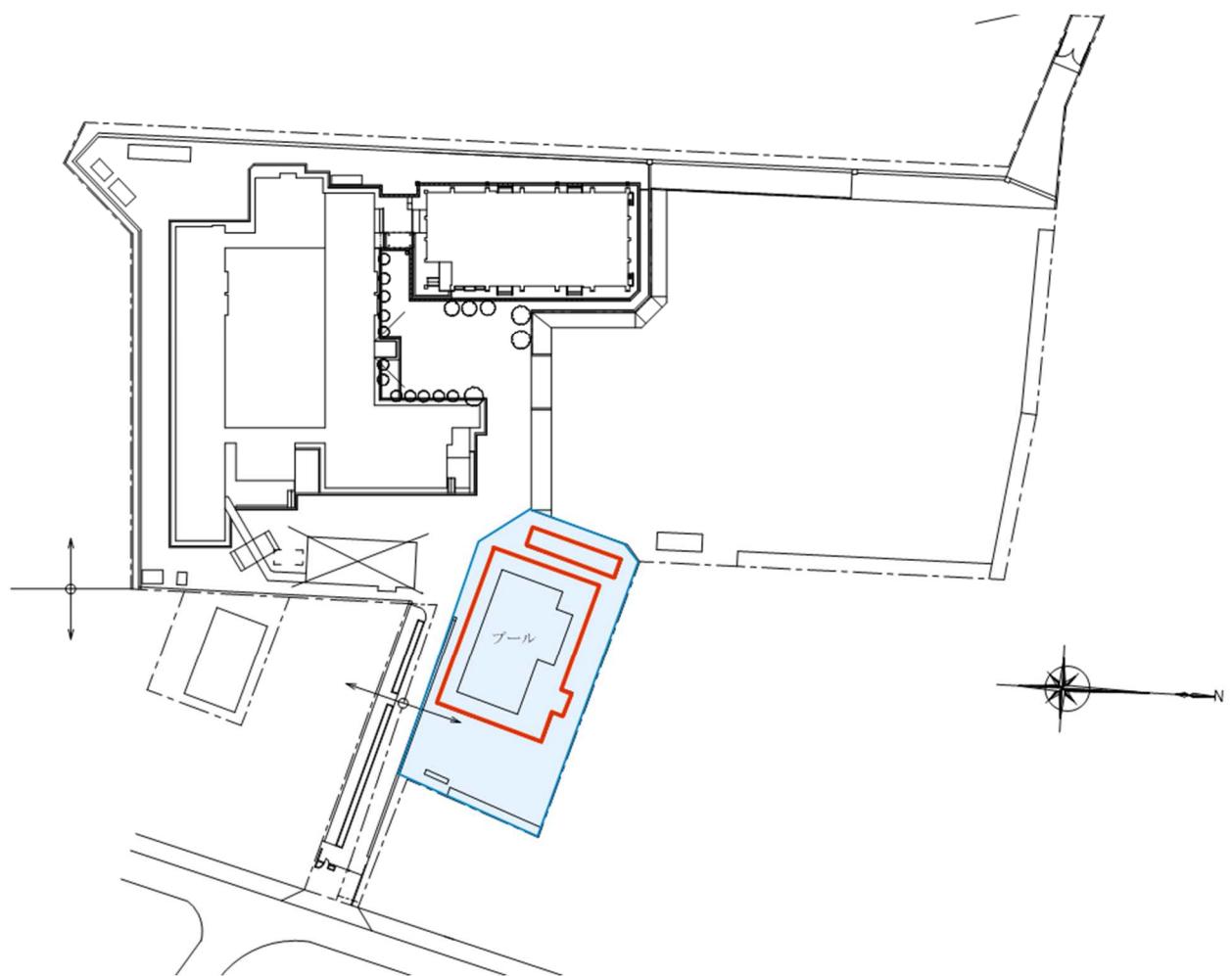
そのため、「グラウンド」の拡張用地として活用します。



ケ) 桃園小学校

児童数に対してグラウンドの面積は十分余裕があり、また、教室数にも余裕があります。一方で、隣接地に設置されている留守家庭児童会専用施設が老朽化しているほか、定員が不足しつつあります。

しかしながら、敷地条件から学校施設以外の他用途活用が困難であることから、留守家庭児童会としても利用できる「多目的教室棟」として活用します。



## 第4章 前期計画

### 4-1 学校規模・学校配置の適正化に係る計画

令和 17 年度(2035)までの前期計画においては、現在の市立 9 小学校・3 中学校体制の維持を前提に、教室不足の発生回避と過大規模校の解消を目的として、旧田辺小学校ブロック、三山木小学校ブロック及び旧田辺中学校ブロックで学校選択制度の導入及び通学区域（校区）の変更による適正化に取り組みます。

#### （1）旧田辺小学校ブロック

##### ① 適正化対策

現在、土地区画整理事業が進められている田辺中央北地区では、令和 10 年度(2028)から戸建て住宅のほか、大規模共同住宅の建築が想定されています。

同地区は田辺小学校区となっていますが、これらの建築に伴って教室不足の発生が予想され、特に共同住宅は入居が一時期に集中し、児童数に与える影響の大きさが懸念されます。

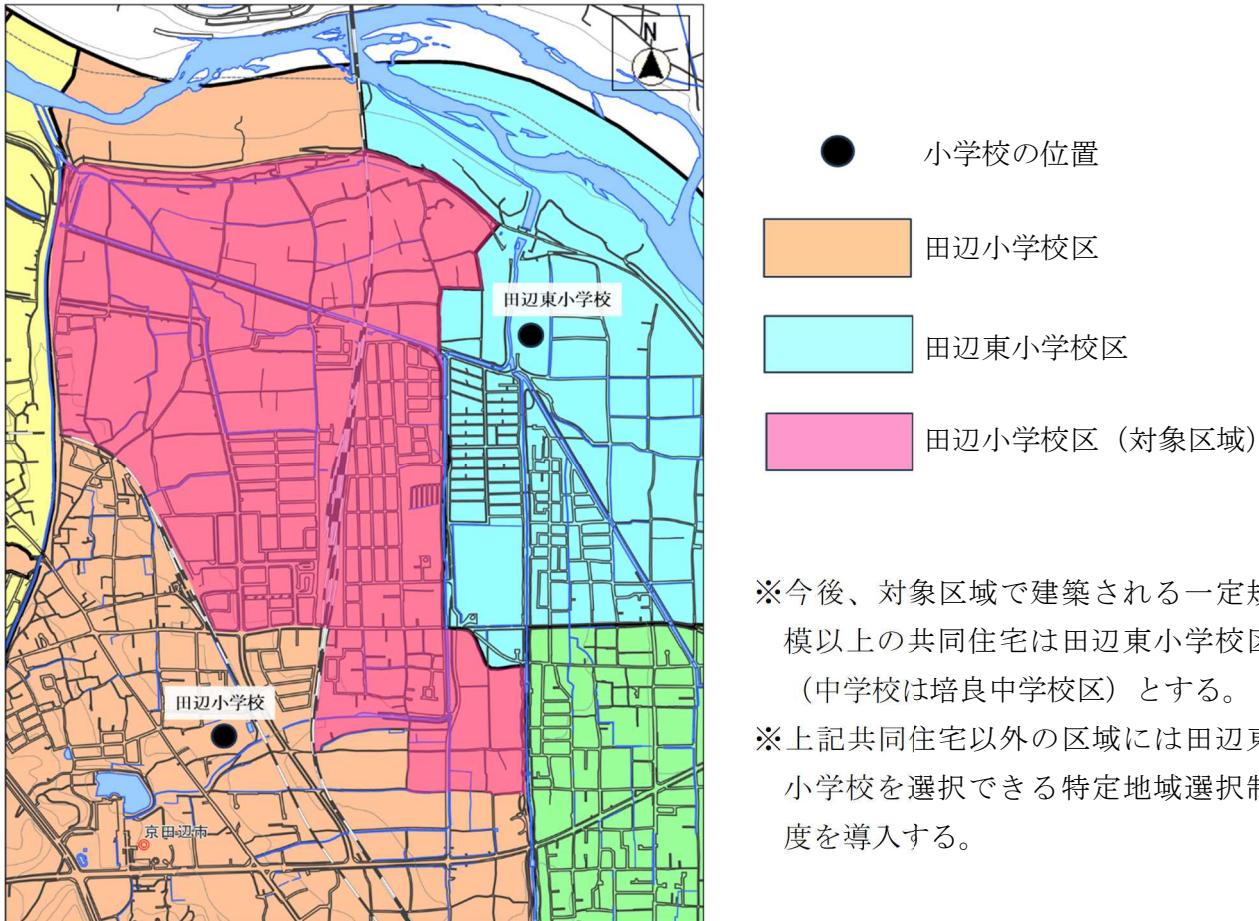
そのため、田辺中央北地区及びその周辺地域で今後新たに建築される一定規模以上の共同住宅について、校区を変更します。

なお、校区の変更にあたっては、同じブロックで隣接する薪小学校への変更が考えられますが、かえって同小で教室不足が発生するため、旧草内小学校ブロックの田辺東小学校へ校区を変更します。

また、校区を変更する共同住宅部分を除く当該地域には、田辺小学校又は田辺東小学校のいずれかを選択できる特定地域選択制度<sup>8</sup>を導入します。

これらの校区変更等は、歴史的経緯を踏まえて時限的な措置とし、後期計画策定時に見直しを行います。

<sup>8</sup> 特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの。



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 50000（地図画像）及び  
数値地図 25000（地図画像）を複製したものです。（承認番号 平19総複、第460号）

**図4-1 田辺小学校の校区変更等**

## ② 適正化対策の実施時期

校区の変更及び特定地域選択制度の導入は令和 8 年度(2026)からとします。

## ③ 学校規模

適正化対策実施後、10 年後の令和 17 年度(2035)における学校規模については、田辺小学校が児童数 631 人 18 学級、薪小学校が児童数 443 人 15 学級と、いずれも適正規模となる見込みです。

また、田辺東小学校も児童数 258 人 12 学級となり、現在の全学年単学級の小規模校から全学年複数学級の適正規模となる見込みです。

**表 4-1 児童数の将来推計【適正化後】 (人、学級)**

学校名	児童数等	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R17 (2035)
田辺小学校	児童数	633	611	587	614	591	631
	学級数	21	21	20	19	18	18
薪小学校	児童数	590	552	524	497	477	443
	学級数	19	18	18	17	17	15
合計	児童数	1,223	1,163	1,111	1,111	1,068	1,074
	学級数	40	39	38	36	35	33

**表 4-2 児童数の将来推計【適正化後】 (人、学級)**

学校名	児童数等	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R17 (2035)
田辺東小学校	児童数	139	145	147	145	200	252
	学級数	6	6	6	6	6	12

#### ④ 通学距離及び時間について

田辺中央北地区及びその周辺地域から田辺東小学校への通学距離は1.5km以内で、徒步による通学時間は30分以内となります。

### (2) 三山木小学校ブロック

#### ① 適正化対策

児童数は令和8年度(2026)をピークに減少へ転じるもの、令和17年度(2035)までは過大規模校のまま推移することが予想されています。

対策として、隣接する草内小学校又は普賢寺小学校への校区の変更が考えられますが、三山木小学校を含めたいずれの小学校も地域により設立された歴史を有し、それぞれの地域と密接不可分の関係にあります。

また、児童が集中する同志社山手地区の普賢寺小学校への校区の変更については、例え一部の変更であっても同小で教室不足が発生するだけでなく、現在の小規模特認校としての特色が失われることとなります。

そのため、学校敷地の拡大やプール跡地の活用により教育環境の確保・改善に努めるとともに、大規模状態を緩和するため三山木小学校区に旧草内小学校ブロックの草内小学校・田辺東小学校のいずれかを選択できる特定地域選択制度を導入します。

さらに、三山木小学校区内で今後新たに建築される一定規模以上の共同住宅については、その影響を検討した上で必要に応じて校区変更を行うものとします。

## ② 適正化対策の実施時期

特定地域選択制度の導入は令和 9 年度(2027)以降とします。

## ③ 学校規模

10 年後の令和 17 年度(2035)における三山木小学校の学校規模については、児童数 1,021 人 30 学級で、過大規模は解消される見込みです。

**表 4-3 児童数の将来推計【適正化実施後】 (人、学級)**

学校名	児童数等	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R17 (2035)
三山木小学校	児童数	1,190	1,185	1,160	1,146	1,021
	学級数	37	37	37	36	30

## ④ 通学距離及び時間について

特定地域選択制度を導入する三山木小学校区から田辺東小学校へ通学する場合、通学距離は最長 5 キロメートル超となります。

徒歩による通学時間が 1 時間を超えることから、支援を含めた通学手段を検討します。

## (3) 旧田辺中学校ブロック

### ① 適正化対策

大規模校である田辺中学校の生徒数は令和 11 年度(2029)までは増加が続き、過大規模校となることが予想されています。

その後は減少に転じるもの、令和 17 年度(2035)まで過大規模校のまま推移する可能性があります。

一方で、大住中学校は今後大幅な生徒数の減少が見込まれます。

そのため、現在大部分が田辺中学校区となっている薪小学校区に、大住中学校を選択できる特定地域選択制度を導入します。

また、田辺中央北地区及びその周辺地域で今後新たに建築される一定規模以上の共同住宅については、旧田辺小学校ブロックにおける田辺小学校の校区変更にあわせて、田辺中学校から培良中学校への校区変更を行います。

## ② 適正化対策の実施時期

特定地域選択制度の導入及び校区の変更は令和8年度(2026)からとします。

## ③ 学校規模

適正化実施後、10年後の令和17年度(2035)における学校規模については、田辺中学校が生徒数801人24学級、大住中学校が生徒数677人20学級、培良中学校は生徒数349人12学級といずれも適正規模となる見込みです。

**表4-4 生徒数の将来推計【適正化実施後】 (人、学級)**

学校名	生徒数等	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R17 (2035)
田辺中学校	生徒数	1,013	975	937	968	960	801
	学級数	27	27	27	28	29	24
大住中学校	生徒数	713	747	797	792	760	677
	学級数	21	22	24	24	23	20
培良中学校	生徒数	317	300	293	287	294	349
	学級数	9	9	9	9	9	12
合計	生徒数	2,043	2,022	2,027	2,047	2,014	1,827
	学級数	57	58	60	61	61	56

## ④ 通学距離及び時間について

特定地域選択制度を導入する薪小学校区から大住中学校へ通学する場合、通学距離は最長3km超となります。

そのため、通学距離が3km程度となる地域に居住する中学校生徒の自転車通学が可能となるよう環境整備を行います。

## **4-2 新しい時代の学びを支える学習環境の整備に係る計画**

---

令和 17 年度(2035)までの前期計画においては、教室等の照明設備の LED 化、空調設備の更新、トイレのリニューアルを計画的・年次的に進めます。

また、「新しい時代の学び」を効果的に実現するため、教室等の整備を順次実施します。

### **(1) 照明設備の LED 化**

令和 9 年（2027 年）末までに蛍光灯の製造が禁止されることから、教室等の照明設備を全て LED 化します。

実施時期：令和 8 年度（2026）

### **(2) 空調設備の更新**

耐用年数を迎える教室等の空調設備を更新します。

実施時期：令和 10 年度（2028）～令和 14 年度（2032）

### **(3) トイレのリニューアル**

衛生環境に課題があり、改善要望の多い小中学校トイレのリニューアルを進めます。

実施時期：令和 9 年度（2027）～令和 17 年度（2035）で毎年 2 棟程度

### **(4) 教室等の整備**

マルチ・ラーニングルーム、コモンルームの整備や黒板のホワイトボード化等を順次実施します。

## **4-3 学校付属施設に係る計画**

---

令和 17 年度(2035)までの前期計画においては、施設整備等の実施に向けた条件整理を中心とした取り組みを進めます。

### **(1) 小学校給食施設**

現在の給食室について、老朽化状況に応じた長寿命化対策や大型備品の更新を順次実施します。

あわせて、将来的な親子調理方式又は共同調理場方式での給食施設の整備に向けた検討を進めます。

### **(2) 小学校プール施設**

財源の確保状況にあわせて、跡地活用の前提となるプール施設の解体撤去を順次実施します。

ただし、跡地への施設整備等が決定した場合には、当該施設整備とあわせて解体撤去を実施します。